

2025 年度
自己点検・評価報告書

国際大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 基準ごとの自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 内部質保証	10
基準 3. 学生	17
基準 4. 教育課程	36
基準 5. 教員・職員	49
基準 6. 経営・管理と財務	59
IV. エビデンス集一覧 エビデンス集（資料編）一覧	66

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

① 建学の理念と特色

国際大学（以下「本学」という）は、広く我が国の経済界、教育界そして地域社会からの強い支援を受け、昭和 57（1982）年に、国際社会で活躍できる高度な専門的知識を備えた職業人の育成を目的とする大学院大学として開学した。

本学の建学の理念を明文化するにあたっては、研究者の養成を主な目的とする従来の日本の大学院とは異なる本学の成り立ちを踏まえ、教育界・経済界などの学外有識者で構成される本学顧問会において議論が重ねられた。その議論を基に、本学の起草委員会が大学院の憲法とも言うべき「国際大学大学院のあり方」を起草し、これを理事会が承認・発布した。

「国際大学大学院のあり方」全文は以下の通りである。

<設立の趣旨>

1. 本学は広くわが国の経済界、教育界並びに地域社会の強い支援を背景に誕生した私学であることに鑑み、国際的進取の精神のもとに自主独立と、自由闊達な運営を基本姿勢とする。
2. 本学大学院は高度に専門的且つ学際的学識を具備し、それを国際場裡で実践活用し得る人材を育成することをその主目的とする、新しいプロフェッショナル・スクールである。

<特色>

3. 本学の教学は上記趣旨に照らして学際的であることを原則とし、国際関係及び国際経営研究と地域研究を総合的に把握することを特色とする。
4. 高度に専門的な学識の具備を可能とするために、具体的なカリキュラムの内容、教育の方法の両面において独自性を創出すると共に、高度の研究活動を行うことにより社会的要請に応えてゆくことを目指す。
5. 国際的受容度の高い有為の人材を育成する観点から、本学の講義は原則として国際用語である英語で行う。
6. 本学は前記設立の趣旨に照らし、既に大学の学部課程を卒業して実務に携わっている者を教育することを主特色とする。同時に広く門戸を開き、国内及び海外から、専門の如何を問わず、多彩な背景をもつ人材を受け入れ、これらの学生間の相互交流を通じて実践的学識の充実を期する。
7. 前述の教学を強化するために、本学は全寮制を原則として経歴、国情の異なる有為の青年の共同生活を通じて、問題意識・世界観などの交流をめぐる成熟した相互刺激と切磋琢磨が行われることを目的とする。又、本学の卒業生は卒業後も、国際性豊かな友情と信頼を基盤として世界的なレベルで広く国際的な相互理解と人間関係の確立に努める。
8. 本学は広く内外からすぐれた教授陣を求めて国際的に構成し、教場内のみならず、学生との日常的な接触を通じて高度の人間形成に資することを志向する。更に学生のキャンパス生活が、地域社会との交流を通じてより多様且つ有意義なものとなるよう、

あらゆる機会を活用することに努力する。

② 使命・目的

上記「国際大学大学院のあり方」に述べられた内容を踏まえ、国際大学学則（以下「学則」という）第1条において、本学の使命・目的は次のように定められている。

「本学は、国際社会や国際ビジネスが直面する諸問題を実践的に解決していくために必要な学術の理論と応用の研究に取り組み、その教育を通して、高度に専門的な知識と技能及び異文化に対する深い理解と共感をもったグローバル・リーダーを育成し、もって国際社会の発展に寄与することを目的とする」

本学は、国際標準に即したカリキュラムによる教育及び実践的な研究環境を提供することを通じて、国際社会の現場で活躍し得るグローバル・リーダーをこれまで養成してきた。世界各地に展開する企業や各国の政府機関などから派遣される多くの優秀な人材に加え、多彩な背景を持つ私費学生を受け入れ、本学はこれまでに144の国と地域から学生を迎え、5,200名を超える修了生を輩出している。令和7（2025）年5月時点においても、67の国と地域から約400名の在籍生が在籍しており、極めて国際性の高い教育環境が形成されている。

本学は、日本で初めて授業を100%英語で実施する大学院大学として、昭和57（1982）年の開学以来、一貫して国際的な環境を維持し続けてきた。教員は国籍を問わず国際公募により採用されており、ほぼ全員が国際的に評価の高い大学で博士号（Ph.D.）を取得している。そのうち約半数は外国籍教員である。授業及び研究指導は英語で行われ、職員もまた英語を用いて、学修面・生活面の双方から学生のキャンパスライフを支援しているため、学内において言語によるバリアは存在しない。

さらに、大学の支援のもと、留学生と地域社会との交流も積極的に行われている。本学では、全学生がキャンパス内の寮に居住する全寮制を原則としており、教室内外を問わず多国籍、多文化、多民族からなる多様な価値観を日常的に共有し、相互に刺激を受けながら、切磋琢磨する学修・生活環境が形成されている。本学が掲げる「高度に専門的な知識と技能及び異文化に対する深い理解と共感をもったグローバル・リーダーの育成」は、まさにこのような環境があってこそ実現できるものであると自負している。

Ⅱ. 沿革と現況

国際大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 51 (1976) 年 3 月	財団法人国際大学設立準備財団発起人総会開催 設立発起人代表 (肩書当時) 佐々木 直 (経済同友会代表幹事) 土光 敏夫 (経済団体連合会会長) 中山 素平 (日本興業銀行相談役) 永野 重雄 (日本商工会議所会頭) 水上 達三 (日本貿易会会長)
昭和 54 (1979) 年 3 月	財団法人国際大学設立準備財団設立認可
昭和 57 (1982) 年 1 月	学校法人国際大学寄附行為認可。国際大学及び大学院国際関係学研究科設置認可
昭和 57 (1982) 年 4 月	国際大学及び大学院国際関係学研究科開設
昭和 58 (1983) 年 4 月	大学院国際関係学研究科学生受入、第 1 回入学式挙行
昭和 60 (1985) 年 5 月	日米関係研究所及び中東研究所設置
昭和 63 (1988) 年 3 月	大学院国際経営学研究科設置認可
昭和 63 (1988) 年 4 月	大学院国際経営学研究科開設
昭和 63 (1988) 年 8 月	国際経営研究所設置
昭和 63 (1988) 年 9 月	大学院国際経営学研究科 MBA (経営学修士) プログラム学生受入
平成 3 (1991) 年 4 月	アジア発展研究所及び学校法人国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター設置
平成 7 (1995) 年 9 月	大学院国際関係学研究科の履修課程を国際関係学プログラム・国際開発学プログラムに編成。
平成 9 (1997) 年 4 月	国際大学研究所設置 (日米関係研究所、中東研究所、国際経営研究所、アジア発展研究所を統合)
平成 13 (2001) 年 9 月	大学院国際経営学研究科に 1 年制プログラムを置く
平成 21 (2009) 年 9 月	大学院国際関係学研究科公共経営・政策分析プログラム学生受入
平成 25 (2013) 年 1 月	学校法人国際大学と学校法人明治大学が系列法人化に関する協定書を締結
平成 25 (2013) 年 9 月	大学院国際経営学研究科 MBA1 年制プログラム学生受入
平成 26 (2014) 年 10 月	大学院国際関係学研究科国際関係学専攻博士後期課程設置認可
平成 27 (2015) 年 9 月	大学院国際関係学研究科国際関係学専攻博士後期課程学生受入
平成 30 (2018) 年 3 月	学校法人国際大学と学校法人明治大学の系列法人化に関する協定満了
平成 30 (2018) 年 7 月	国際大学と独立行政法人国際協力機構 (JICA) との間で開発大学院連携に関する共同事業取極めに調印

国際大学

平成 30 (2018) 年 9 月	国際関係学研究科・国際経営学研究科共通日本型開発学プログラム (現在は日本・グローバル開発学プログラムに改称) 学生受入
令和 3 (2021) 年 9 月	大学院国際経営学研究科デジタルトランスフォーメーションプログラム (1 年制) 学生受入
令和 3 (2021) 年 9 月	大学院国際経営学研究科国際社会起業家プログラム学生受入
令和 4 (2022) 年 9 月	大学院国際関係学研究科国際公共政策プログラム (1 年制) 学生受入

2. 本学の現況

[大学名] 国際大学

[所在地] 新潟県南魚沼市国際町 777 番地

[大学院研究科の構成] (令和 7 年 (2025) 年 5 月 1 日現在)

国際関係学研究科国際関係学専攻修士課程 (入学定員 110 人、収容定員 220 人)

同専攻博士後期課程 (入学定員 5 人、収容定員 15 人)

国際経営学研究科国際経営学専攻修士課程 (入学定員 75 人、収容定員 150 人)

[学生数] (令和 7 年 (2025) 年 5 月 1 日現在)

研究科	専攻	課程	収容定員 (a)	在籍者数 (b)	(b)のうち 留学生	b/a	男女比率 男:女
国際関係学 研究科	国際関係学 専攻	修士課程	220	228	225	1.04	6:4
		博士後期 課程	15	6	4	0.40	3:7
国際関係学研究科計			235	234	229	1.00	6:4
国際経営学 研究科	国際経営学 専攻	修士課程	150	157	139	1.05	6:4
国際経営学研究科計			150	157	139	1.05	6:4
合 計			385	391	368	1.02	6:4

国際大学

[教員数] (令和7年(2025)年5月1日現在)

<専任>

研究科・研究所	教授	准教授	講師	助教	助手	計
国際関係学	10	6	6	0	0	22
国際経営学	7	6	1	0	0	14
言語教育研究センター	2	2	3	0	0	7
国際大学研究所	0	0	0	0	0	0
国際大学グローバル・コミュニケーション・センター	1	2	1	0	0	4
合計	20	16	11	0	0	47

[職員数] (令和7年(2025)年5月1日現在)

専任	嘱託・パート・派遣	合計
60	21	81

Ⅲ. 基準ごとの自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

1-1-① 学内外への周知

1-1-② 中期的な計画への反映

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

1-1-⑤ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

使命・目的は大学ウェブサイト、学則、規程集等を通じて学内外に十分周知されている。

【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

1-1-② 中期的な計画への反映

使命・目的を踏まえて策定した本学の新たなビジョンを平成 30 年（2018）年以降の中期 5 年計画及び各年度の事業計画に反映している。【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】

次期中期 5 年計画（令和 9（2027）～令和 14（2032）年度）を関係者で検討中であり、その中で使命・目的の反映あるいは再構成を改めて検討していく。【資料 1-1-7】

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

使命・目的及び教育目的と一貫性をもった 3 ポリシーの制定を目指し、本学では令和 2（2020）年より既存の 3 ポリシーの改訂を行った。改訂作業はディプロマ・ポリシーから着手した。それまで研究科毎に制定していたディプロマ・ポリシーを学位毎に分け、修了要件に加えて、本学の目的と各研究科の教育研究上の目的を考慮したうえで、修了時点で学生が身に付けているべき知識、スキル、学術的態度を学位毎に具体的に示し、それらを学生の学修目標（Learning Objective）とした。令和 2（2020）年に新たなディプロマ・ポリシーが制定されると、次は、ディプロマ・ポリシーと一貫性のある、カリキュラム・ポリシーの改訂に着手した。新カリキュラム・ポリシーでは大学及び研究科の使命・目的の実現にむけ、全学共通の教育課程の編成・実施方針、修士課程共通及び博士課程共通の教育課程の編成・実施方針を示したうえで、ディプロマ・ポリシーで明示した学修目標達成に向け、学位毎のカリキュラム編成方針と提供科目の特徴が示されている。令和 4（2022）年に新たなカリキュラム・ポリシーが制定された後、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと一貫性のあるアドミッション・ポリシーが令和 5（2023）年に制定され、本学の使命・目的及び教育目的の内容が反映された 3 ポリシーが完成し、学内外に公表されている。【資料 1-1-8】【資料 1-1-9】

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学は大学院大学としての使命・目的及び教育目的を達成するため、学則第2条において大学院を置くこと、第4条において国際関係学研究科及び国際経営学研究科を置くことが定められている。両研究科に加え、学則第8条において、言語教育研究センター、同第8条の2により、松下図書・情報センター、第9条において、国際大学研究所及び国際大学グローバル・コミュニケーション・センターの設置がそれぞれ定められている。これら本学教育研究組織の使命及び役割は次の通りである。

【国際関係学研究科・国際経営学研究科】

高度で専門的な知識・能力と研究遂行能力を修得する場として、専門分野に応じて組織される大学院の基本となる組織であり、学術的研究と専門的知識の発展のため、学位プログラム毎に適切なカリキュラムを提供し、学生の学びを促進させ、各研究科の人材養成の目的に合致する将来のグローバル・リーダーを育成する。国際関係学研究科は国際関係学専攻、国際経営学研究科は国際経営学専攻（1研究科1専攻）の中にそれぞれ複数の学位プログラムを擁している。

【言語教育研究センター】

本学の教育理念及び教育目標を実現するため、更に世界で活躍を希求する者に対し質の高い言語教育、研究を行うことにより本学の発展に寄与することを使命とし、研究科の教育課程の一環として本学の学生向けに言語教育（英語及び日本語）のカリキュラムを提供するとともに、外部からの受講者や外部機関に言語教育プログラム及び科目を提供する。

【資料 1-1-10】

【松下図書・情報センター】

教育研究活動に必要な情報・資料を収集・整理して提供すると共に、それに必要な環境を整備して利用者への多様な支援活動を展開することにより、本学における教育研究水準の向上に寄与することを目的とする。【資料 1-1-11】

【国際大学研究所】

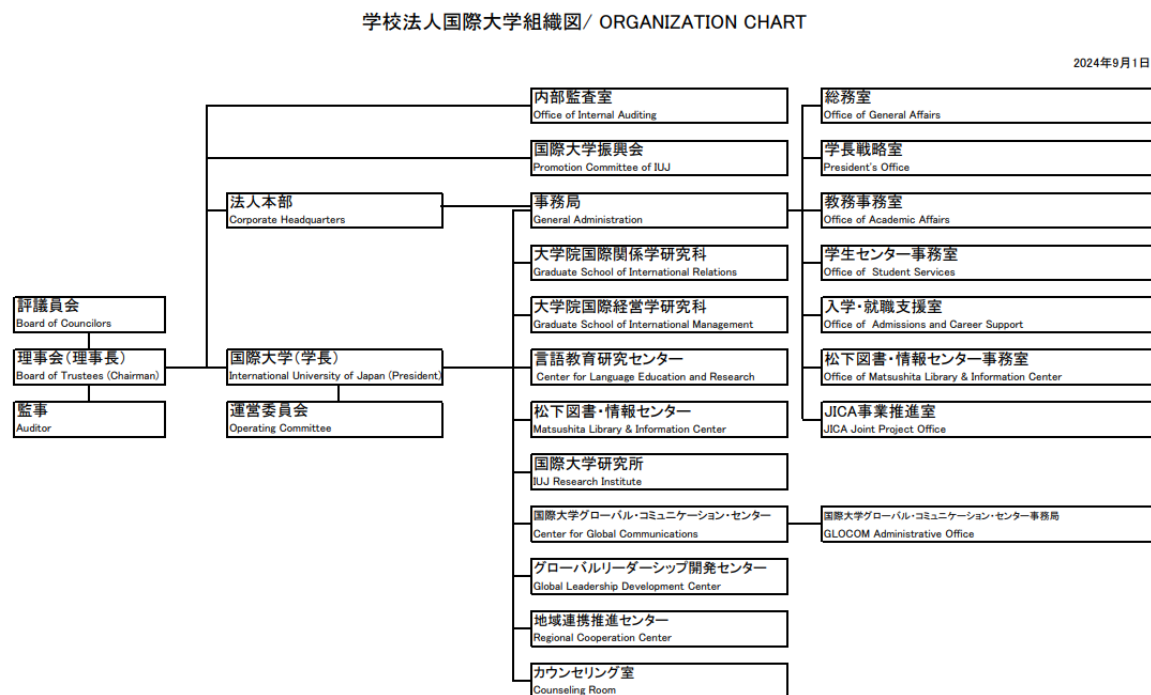
現代日本及び現代国際社会が直面しているグローバルな諸問題を調査研究し、その解決に寄与する提言を行うとともに本学の教育プログラムの質的向上に資すること、また、世界の研究者の交流の場、外に開かれた研究の場を提供するものとし、学内外の研究者に加え本学学生の研究参加を奨励し、最先端の研究手法を駆使した国際水準で評価に耐えうる研究成果の創出を目指す。【資料 1-1-12】

【国際大学グローバル・コミュニケーション・センター】

社会科学系における現代情報智業を担うため設立され、智業・企業協働の理念に立って、内外の研究者や企業と協働しつつ、コンピュータ・ネットワークと技術を活用して、情報技術の進展する中での現代日本及び地球社会の諸問題の学際的研究、政策提言、研究結果の普及に従事する。【資料 1-1-13】

なお、本学の教育研究組織及び事務組織等を含む全体の組織図は、図表 1-1-1 のとおりである。

図表 1-1-1 学校法人国際大学組織図



1-1-⑤ 変化への対応

本学を取り巻く社会情勢や環境の変化に対応するため、外部からの意見・要望・助言を聴取し、必要に応じて使命・目的の意義やこれを実現するための具体的方策などについて適宜見直し、改善の努力を続けている。外部からの意見を聴取するための方策として、学長以下、大学運営に携わる教職員等による各種機関（企業・奨学金財団・国際協力機構（JICA）、国際通貨基金（IMF）、アジア開発銀行（ADB）等）訪問は、各ステークホルダーの意見・要望を聴取し、それらを大学運営に取り入れるために重要な役割を果たしている。

また、本学は、人材育成をテーマに、企業、政府機関、自治体等を対象とした、フォーラムや、短期教育研修プログラムを実施しており、折に触れ、関係者の方々との意見交換の場を設けている。更に本学独自の大学院説明会を国内外の志願者向けに定期的に開催することや、海外で行われる日本留学フェアに職員を派遣するなど、国内外で学生募集活動を展開し、本学の教育・研究活動の理解促進及び本学に対するニーズの把握を図っている。

加えて、有識者 4 名による外部評価委員会を組織し、教学運営に関する高度の知見に基づく意見・提案を取り入れる仕組みを構築している。外部評価委員会は本学の使命・目的を含め、本学の大学運営全般について、学長に改善を求める提言を行う役割を担っている。

上記の取り組みから本学を取り巻く社会情勢や環境の変化を勘案し、令和 3（2021）年には教学マネジメント体制のもとで、大学創立 40 周年記念を機に令和 12（2030）年に

向けた国際大学の新たな将来像を検討し「国際大学将来構想」を取りまとめた。この将来構想では、本学のミッション、ミッション実現のための基本コンセプト、目指すべき大学の特色、構想実現に向けたアクションプラン等、令和 12 (2030) 年までに目指すべき大学の方向性が示されている。この将来構想は同年 11 月の理事会・評議員会において役員、評議員の賛同、支持を得た後、教職員に共有され、ホームページにて公表されている。また、その内容は、中期 5 か年計画（令和 4 (2022) ～令和 8 (2026) 年度）にも反映されている。【資料 1-1-14】

現在、本学では次期中期 5 か年計画（令和 9 (2027) ～令和 14 (2032) 年度）の策定を進めており、グローバル人材育成をミッションとして堅持しつつ、学生構成や教員組織の変化など、近年の教育・研究環境を踏まえた本学の特色の再整理に向けた検討を行っている。あわせて、JICA、IMF 等の主要なステークホルダーとの連携実績や意見交換を通じて得られた知見を踏まえ、国際社会の動向や課題に対応する教育・研究活動の在り方や、大学としての中長期的な方向性について検討を進めている。

これらの検討を通じて、社会情報や国際社会の変化に適切に対応できる大学運営を目指している。【資料 1-1-15】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 使命・目的掲載 URL（建学の理念） / HP 掲載内容

【資料 1-1-2】 情報公開 HP（教育研究上の目的等）

【資料 1-1-3】 国際大学学則第 1 条（p.2）【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-4】 学校法人国際大学規程集目次【資料 F-10-1】と同じ

【資料 1-1-5】 学校法人国際大学 中期計画（概要）

【資料 1-1-6】 学校法人国際大学 2025 年度事業計画書 【資料 F-7】と同じ

【資料 1-1-7】 運営委員会議事録（2026 年 1 月）[英語]

【資料 1-1-8】 国際大学ホームページ「国際関係学研究科 3 ポリシー」

【資料 1-1-9】 国際大学ホームページ「国際経営学研究科 3 ポリシー」

【資料 1-1-10】 国際大学言語教育研究センター規程

【資料 1-1-11】 国際大学松下図書・情報センター規程

【資料 1-1-12】 国際大学研究所規程

【資料 1-1-13】 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター規程

【資料 1-1-14】 IUJ の将来構想の骨格と当面のアクション将来構想プロジェクト報告書

【資料 1-1-15】 JICA 開発大学連携運営委員会議事録（2025 年 9 月）

【基準 1 の自己評価】

本学の使命、目的、個性、特色等は「国際大学大学院のあり方」や学則等の規程に簡潔に文章化され、ホームページ上で学内外に周知されている。また、本学の 3 ポリシーは使命・目的及び教育目的を反映させた内容となっており、3 ポリシーを踏まえた教育活動を実施するための教育研究組織も整備されていることから、本学は基準 1 の要件を満たしていると自己評価する。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は、学則第 1 条に定められた大学の目的を実現するため、同第 1 条の 2 に基づき、教育研究活動や管理運営の状況について継続的に自己点検・評価を行っている。この内部質保証は、自己点検・評価を通じて教育研究活動及び大学運営の更なる向上を図ることを目的とし、教職員が一体となって取り組むシステムとして構築されている。具体的には、「国際大学 IR 及び自己点検・評価規程」及び「国際大学外部評価委員会規程」に基づいて運用されている。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

また、全学的な「内部質保証方針」や「内部質保証体制図」、「内部質保証に関わる PDCA サイクル」を定めることで、内部質保証に関する活動の全体像を整理し、各段階における責任の所在を明確にしている。これらの内部質保証に係る規程、方針、体制、PDCA サイクルについては、本学のホームページ上で公表し、学内外に広く周知している。【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 国際大学学則第 1 条—第 1 条の 2 (p.2) 【資料 F-3】 と同じ

【資料 2-1-2】 国際大学 IR 及び自己点検・評価規程

【資料 2-1-3】 国際大学外部評価委員会規程

【資料 2-1-4】 国際大学内部質保証方針

【資料 2-1-5】 国際大学内部質保証体制図

【資料 2-1-6】 国際大学内部質保証に関わる PDCA サイクル

【資料 2-1-7】 国際大学 HP（外部認証評価及び内部質保証）

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

「国際大学 IR 及び自己点検・評価規程」第 3 条では、本学の自己点検・評価活動は「運営委員会」が運営・実施することが定められている。また、同規程第 7 条において、自己点検・評価を企画・実施する組織として、運営委員会のもとに「IR 及び自己点検・評価委

員会」を設置することが規定されている。この IR 及び自己点検・評価委員会は、同規程第 8 条に基づき、学長を委員長とし、各部門長（研究科長、言語教育研究センター長、松下図書・情報センター長、研究所長、グローバル・コミュニケーション・センター長、日本語、英語プログラム長、法人本部長、事務局長、事務局所属長）に加え、学長が指名する者によって構成されている。さらに、同規程第 8 条第 3 項に基づき、委員会の下にはワーキンググループが設置されており、各事務室の担当者を中心とした教職協働体制のもとで改善活動を行い、自己点検・評価報告書の原案を作成している。【資料 2-2-1】

本学では、令和元（2019）年度以降、JIHEE の基準及び評価の視点に沿って、ワーキンググループを中心に自主的な自己点検・評価活動を毎年実施している。このワーキンググループでは、規程に定めた時期に報告書を作成するとともに、エビデンス資料の整備、収集も行っている。提出されたエビデンスについては、内容が適切であり、説明責任を果たすために十分なものとなっているかを毎年点検している。

毎年の自己点検・評価活動は、まず課題を抽出し、それに基づく改善計画書を作成することから始まる。その後、教職協働による改善活動を実施し、その成果を毎年秋に行われる改善活動報告会において報告する。これらの内容は当該年度の自己点検・評価報告書として取りまとめられ、PDCA サイクルとして継続的な改善につなげている。改善活動報告会は、事務局長を始め、各事務室の担当者を中心に行われるが、特に教学に関する事項については、学長も加わり、改善活動の進捗状況を確認している。

ワーキンググループが取り纏めた当該年度の自己点検・評価報告書の原案は、IR 及び自己点検・評価委員会による確認を経た後、運営委員会に付議され、理事会・評議員会に提出される。【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】

このような毎年の自主的な改善活動に加えて、「国際大学 IR 及び自己点検・評価規程」第 9 条に基づき、運営委員会は、5 年ごとに自己点検・評価結果を「国際大学自己点検・評価報告書」として取りまとめ、理事長に提出している。5 年ごとに作成された自己点検・評価報告書は、所定の手続きを経て、理事長の承認を得た後、本学ホームページ上で公表されている。また、7 年ごとに実施される機関別認証評価に向けて作成された自己点検評価書及び、認証評価報告書についても、同様にホームページで公表している。【資料 2-2-4】

さらに本学では、学外の有識者で構成される外部評価委員会を設置している。5 年ごとに作成される国際大学自己点検・評価報告書や、JIHEE の認証受審用に作成された自己点検評価書は、この外部評価委員会に提出され、評価を受けている。外部評価委員会は、改善指摘事項を外部評価報告書として取りまとめ、学長に提出する。学長はこれらの指摘事項を踏まえ、本学の内部質保証体制及び自己点検・評価活動に反映させるため、必要な検討及び対応を行うこととしている。【資料 2-2-5】

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、「IR 及び自己点検・評価規程」において、IR（教育・研究等に関するデータの収集・分析・支援）を、自己点検・評価及び学内の意思決定を支援する活動として位置付けている。IR に関する事項は運営委員会において審議・実施することとしている。

この規程に基づき、運営委員会では、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの三つの方針に基づく教育活動を実施する中で、教育成果を

継続的に点検・評価するため、アセスメント・ポリシーを審議・制定した。【資料 2-2-6】

アセスメント・ポリシーに記載されている以下の各種調査は、学長戦略室及び教務事務室を中心に実施または計画されている。これらの調査結果はレポートとして取りまとめられ、「内部質保証体制図」及び「内部質保証に関わる PDCA サイクル」に示された各レベルの項目に照らして検証を行い、特に学修成果向上に向けた改善策の検討に活用している。なお、これらのレポートは必要に応じて学外に公開している。

アセスメント・ポリシーに基づく主な調査は以下のとおりである。

① 授業評価アンケート (Course Evaluation)

全ての科目を対象に、全受講生に対して学期末に実施している。内容は、学修状況(学修への積極性、学修時間、学修成果)、講師評価、科目評価の三部から構成されている。集計結果の総計は、本学ウェブサイトの情報公開ページにて学外に公開している。

各教員は担当科目毎のレポートを授業改善に活用し、学長は全てを、研究科長、言語教育研究センター長は、所管組織内のレポートを教育改善策の検討に活用している。

② 学修目標達成度調査 (Monitoring Survey on Academic Learning Objectives)

全学生を対象に、入学時及び2年次進級時に実施している。ディプロマ・ポリシーに明記された学修目標の到達状況をアンケートにより把握し、学生別レポート及びプログラム別・学年別レポートを作成している。各教員は指導学生別レポートを個別指導に活用し、部門長及び各プログラムのディレクターは、学位別レポートをカリキュラム等の改善検討に活用している。

③ 修了時アンケート (Graduating Survey)

全ての修了予定者を対象に修了直前に実施している。設問は多岐に渡るが、内部質保証に関しては、ディプロマ・ポリシーに基づく学修目標の最終到達度及び学修時間を把握している。これらの総計も情報公開ページにて学外に公開している。また、ジェネリックスキルの獲得度に加え、顧客満足度に代わる指標として注目されている顧客ロイヤリティを測定する NPS (Net Promoter Score) に関する設問も設定している。学内関係者は、それぞれの担当範囲に応じてレポートを改善策の検討に活用している。

④ 修了生追跡アンケート (Alumni Survey)

本学修了後、一定期間を経過した修了生を対象に実施している。調査内容は、キャリア形成の状況及び本学で獲得した能力の有用性から構成されている。調査結果の学内での具体的な活用方法については、現在検討中である。

⑤採用先・派遣元への調査

これまで訪問等による口頭での聞き取りを中心に実施してきたが、傾向把握のための数値化は行われていなかった。学生の就職先・派遣元に対する調査結果をまとめたものを作成し、IUJ 戦略会議にて配布し、傾向を確認した。活用方針について整理し、学修成果の検証及びキャリア支援の改善につなげることを検討している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】 国際大学 IR 及び自己点検・評価規程【資料 2-1-2】と同じ

【資料 2-2-2】 2025/2026 年度第 1 回 IR 及び自己点検評価委員会議事録

【資料 2-2-3】 運営委員会議事録（2026 年 2 月）[英語]

【資料 2-2-4】 国際大学 HP（外部認証評価及び内部質保証）【資料 2-1-7】と同じ

【資料 2-2-5】 国際大学外部評価委員会規程【資料 2-1-3】と同じ

【資料 2-2-6】 アセスメント・ポリシー

2-3. 内部質保証の機能性

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学修支援、学生生活、学修環境に関する学生の意見や要望を適切に把握し、改善につなげるため、本学では複数の仕組みを通じた意見集約とその活用を行っている。

1. 学修支援

各研究科において学生が主体となって組織する「アカデミック・カウンスル」が設けられており、学生の投票によって選出された学生代表が活動している。学生代表は、教育内容やカリキュラム、学修環境に関する学生の意見や要望を取りまとめ、教職員との橋渡し役として研究科長に報告するとともに、具体的な改善提案を行っている。また、Dean's Hour などのイベントを企画・運営し、研究科長をはじめとする教員と学生が自由に意見交換できる機会を設けている。これらの取り組みを通じて集約された学生の声は、研究科内で検討され、カリキュラムや学修支援、学修環境の改善に反映されている。

2. 学生生活

入学時には、新入生から学業面や生活面に対する不安の声が多く寄せられ、また在学から履修や生活に関する情報を得たい、気軽に相談できる場がほしいといった要望があった。特に新入生が日本での生活や大学環境に円滑に適応できるよう、継続的な支援体制を整備する必要があった。

こうした背景を踏まえ、本学では学生の不安解消を目的として、年度ごとに Facebook 上で「IUJ Support Group」を開設している。本グループには新入生だけでなく在学も参加しており、入学・履修に関する情報共有、日本での生活支援、日常的な相談対応などを行っている。

また、この取組はスタッフによる支援にとどまらず、在学が新入生へ助言や情報提供

を行う場としても機能している。そのため、先輩・後輩間の交流促進や学生同士のコミュニティ形成にもつながっており、学生から寄せられる日常的な要望や課題を把握し、必要に応じた支援を行う体制としても活用している。

3. 学修環境

日常の窓口業務や学生とのミーティングを通じて、学生から寄せられる要望や意見を継続的に把握し、学修環境の改善に活かしている。加えて、学生代表から図書・ITに関する課題や提案を体系的に聴取する場として、毎年1回「MLIC Director's Hour」を開催しており、そこで示された意見を検討の上、学修環境の向上に反映している。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】

また学生の意見・要望の分析結果を教育研究および大学運営の改善・向上に反映するため、本学では授業評価および修了時サーベイの結果を組織的に活用している。

授業評価（Course Evaluation）は、2-2-②に記載の通り、学生による授業評価を、全科目を通じて行っている。結果は担当教員にフィードバックされ、次の授業や次学期以降の授業改善に活かされている。

修了時サーベイ（Graduating Survey）については、総務室が修了生を対象に実施しており、その結果を基に各部署に対して改善計画書の作成・提出を求めている。各部署では、サーベイにより課題や学生からの意見を検討し、大学運営の改善に反映している。特に総務室においては、修了時サーベイで得られた学修環境に関する改善点について、対応可能な施設箇所から順次改善に取り組んでいる。【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、学外関係者から寄せられる意見や要望を把握し、その内容を学内で検討した上で、教育研究および大学運営の改善に活用している。

病院、市役所、地域住民などから、定期的では無いが、本学学生に対する意見を得る機会があり、寄せられた内容については学内で精査している。その結果を踏まえ、必要に応じて学生への注意喚起を行うとともに、大学運営や学生指導の改善に活用している。

また、就職支援の充実を目的として、企業の採用担当者を対象としたアンケートを実施している。アンケート結果は、修士課程学生の採用を検討する企業にとっての参考情報として整理し、活用している。【資料 2-3-5】

さらに、大学運営に関わる教職員が各種外部機関を訪問し、意見や要望を聴取した上で、その内容を大学運営に取り入れている。あわせて、外部評価委員会を設置し、外部有識者から大学運営全般に関する意見を聴取する体制を整えている。特に、内部質保証や学修成果に関する事項については、委員からの意見を踏まえ、改善に取り組んでいる。【資料 2-3-6】

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、「国際大学内部質保証方針」に基づき、建学の理念や使命・目的、並びにそれらを踏まえて策定された各種計画・方針に沿って、教育研究活動をはじめとする大学運営全体を点検・評価し、その結果を改善につなげることで、教育研究の質とそれを支える環境を継続的に向上させる PDCA サイクルの推進を基本方針としている。【資料 2-3-7】

内部質保証の仕組みは、「国際大学内部質保証体制図」及び「国際大学の内部質保証に関わる PDCA サイクル」に示されているとおり、①機関レベル、②教育課程レベル、③科目レベルの三つの階層で構成されている。それぞれの階層で実施された点検・評価の結果は順次上位の階層に報告され、最終的には機関レベルで行われる自己点検・評価活動に集約される仕組みとなっている。【資料 2-3-8】【資料 2-3-9】

教育の質保証においては、三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを起点とし、学生の学修成果を点検・評価した結果を改善活動へと結び付けている。科目レベルでは、ディプロマ・ポリシーで示された学位ごとの学修目標と各科目との関連性をシラバスに明示し、授業評価アンケートの結果を活用して学生の学修目標の達成度を検証するとともに、授業内容・教授方法・教材等の有効性を確認し、必要に応じて授業やシラバスの改善を行っている。また FD 委員会では、授業評価アンケートに設けられている授業改善に関する自由記述式の設問について、学生から寄せられたコメントを収集した資料が配布され、検証を行っている。収集したコメントはそのまま活用するのではなく、同様の内容のものを整理・統合したうえで件数を集計し、年度ごとに一覧化している。これらのデータを基に、コメントの内容と件数の増減を経年的に分析している。具体的には、改善に関する指摘が減少している場合は、授業改善が進んでいると判断し、一方で同じ内容の指摘が継続して見られる、あるいは減少していない場合には、十分な改善がなされていないと捉え、さらなる対応を促している。【資料 2-3-10】【資料 2-3-11】

こうした分析結果は、各研究科およびセンターの会議において共有され、教員が自身の授業を振り返り、継続的な授業改善につなげるための材料として活用されている。

教育課程レベルでは、学修目標達成度調査及び修了時サーベイの結果を基に、学位別・学年別に学修目標の達成度状況を集計し、研究科長が教育プログラムの有効性を検証している。その結果を踏まえ、各教育プログラムのディレクターと協議しながら、カリキュラムの改善や三つのポリシーの見直しを必要に応じて実施している。また、授業評価アンケートの結果についても検証を行い、継続的に評価が低く改善がみられない教員について、研究科長が対策を講じている。

機関レベルでは、教育課程レベルで実施された点検・評価の結果や各種調査の結果を踏まえ、大学全体の内部質保証の有効性を検証するため、教職協働による全学的な自己点検・評価活動を行っている。学長は、当該年度の自己点検・評価報告書を作成する過程で、各部署から提出された改善計画書の内容を踏まえ、次年度の事業計画基本方針に改善事項を反映させる。各部署が次年度に実施した改善活動は、改善活動報告会において点検・評価され、その結果が次年度の自己点検・評価報告書として取りまとめられる。この一連のプロセスを毎年度繰り返すことで、単年度ごとに PDCA サイクルを継続的に運用している。なお、単年度では完結しない改善事項については、将来構想や中長期経営改善計画の見直しの際に、検討項目として位置付けている。なお自己点検・評価報告書や認証評価結果については、本学ホームページ上で公表するとともに、学生はもちろん学外関係者も閲覧が

できるよう情報提供を行っている。【資料 2-3-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】 MLIC Director's Hour 議事録 [英語]

【資料 2-3-2】 2025_MLIC Director's Hour_Feedback [英語]

【資料 2-3-3】 2025 修了時サーベイ結果 [英語]

【資料 2-3-4】 2025/2026 修了時サーベイに向けた取り組み表

【資料 2-3-5】 国際大学の修了生採用に関するアンケート調査

【資料 2-3-6】 国際大学自己点検評価外部評価報告書

【資料 2-3-7】 国際大学内部質保証方針【資料 2-1-4】と同じ

【資料 2-3-8】 国際大学内部質保証体制図【資料 2-1-5】と同じ

【資料 2-3-9】 国際大学内部質保証に関わる PDCA サイクル【資料 2-1-6】と同じ

【資料 2-3-10】 2025/2026 第 1 回 FD 委員会議事録 [英語]

【資料 2-3-11】 Course Evaluation Trend Analysis [英語]

【資料 2-3-12】 国際大学 HP (外部認証評価及び内部質保証)【資料 2-1-7】と同じ

【基準 2 の自己評価】

本学では、内部質保証方針、内部質保証体制図、PDCA サイクル制度、ならびに関連諸規程を体系的に整理し、内部質保証に関わる運営組織及び責任体制を明確に示している。これにより、本学の内部質保証に係る組織体制は確立されている。

また、本学は内部質保証を目的とした自己点検・評価活動を、エビデンスに基づいて継続的に実施している。教育の質保証及び大学全体の質保証に向けた改善活動については、教職員が協働して取り組んでおり、その成果はホームページを通じて公表している。あわせて、IR を活用した各種調査活動も年々充実しており、内部質保証に活用可能なデータの蓄積が着実に進んでいる。

自己点検・評価活動を通じて明らかになった改善事項については、学長が示す事業計画基本方針に反映され、大学運営の改善・向上に活かされている。以上のことから、本学の内部質保証は、組織体制の確立、自己点検・評価活動の自主的・自律的な実施、ならびにその機能性の観点において、基準 2 の要件を満たしていると自己評価する。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

入学者の選抜は、建学の理念及び「広く門戸を開き、国内及び海外から、専門の如何を問わず、多彩な背景を持つ人材を受入れ、これらの学生間の相互交流を通じて実践的学識の充実を期する」という教学上の特色に基づき、本学の教育目的・特色にふさわしい人材を受入れることを基本とする。特に国外に門戸を開くため、基本的な入学時期を 9 月とし、欧米諸国などの多くの国における学年・学期に合わせている。国際関係学研究所、国際経営学研究所においてそれぞれ、本学として育成すべき人間像を基準としてディプロマ・ポリシーを定め、これを実現できるためのカリキュラム・ポリシーを定め、これに基づく教育研究を実行できる人材を選抜するためのアドミッション・ポリシー及びスクリーニングクライテリア（選抜基準）を定めている。なお、本学では、英語による出願書類の提出を求め、入学者を審査しているため、日本語版及び英語版学生募集要項（Admissions Guidelines）を作成している。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】

また、国際関係学研究所では、より高度な研究活動・豊かな学識を備えた人材を養成するため、平成 27（2015）年 4 月に博士後期課程を開設し、既存の修士課程の専門性を更に深化させた 3 つのクラスター（経済学、公共経営学、国際関係学）からなる教育プログラムを提供している。【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】

なお両研究所の学生募集要項はパンフレットとともに国内外の資料請求者、関係企業・機関に共有される他、本学ホームページ入試情報サイト（和英）に掲載（ダウンロード可）し、国内外に周知されている。両研究所のアドミッション・ポリシーは以下の通りである。

【国際関係学研究所修士課程】

（求める学生像）

国際関係学研究所修士課程は、時代の潮流を見通す長期的なビジョンと多様な価値観を認識し理解できるグローバルな視野を有し、国際社会が抱える広範囲で多様な課題に対して高度な分析能力と問題解決能力を発揮し、国際場理で実践活用できるリーダーを目指す人材を求めています。

（学生に求める資質・能力）

本研究科修士課程の学生には以下の資質・能力が求められます。

1. 大学院で学ぶ動機（モチベーション）が明確であること。
2. 学部での学業成績が本学での教育・研究活動に必要な水準を満たしていること。

3. グローバル化が進む組織を牽引するリーダーとなる意欲をもっていること。
4. 本学における高い教育研究課程に耐えうる人間的成熟度をもっていること。
5. 様々な国籍・背景を持つ本学学生の一員として、社会人としての健全な価値観を持ち、異文化を理解し、コミュニケーションを図り、世界的な人的ネットワークを築く意欲をもっていること。
6. 教育・研究活動に必要な英語能力を修得していること。

(選抜方法)

本研究科修士課程では、多様なバックグラウンドを持つ有能な学生を広く受け入れるため、学部教育の専門分野、年齢、性別、国籍などにこだわることなく、志願者を書類審査（志望理由書、研究計画、英語スコア、成績証明書及び卒業（見込み）証明書等）及び面接により多角的に評価・選抜しています。

【国際関係学研究科博士後期課程】

(求める学生像)

国際関係学研究科博士後期課程は、専門分野における高度な学識と研究能力を身に付け、国際機関、政府機関等公的機関に従事する高度専門職業人を目指す人材及び大学等研究機関に従事する研究者・教育者を旨とする人材を求めています。

(学生に求める資質・能力)

本研究科博士後期課程の学生には以下の資質・能力が求められます。

1. 博士後期課程で学ぶ動機（モチベーション）が明確であること。
2. 博士論文の執筆にむけた明確な研究計画を有していること。
3. 国際社会が抱える多様な課題に対し自立して意欲的に研究活動を行う姿勢を持っていること。
4. 専門分野における大学院修士課程修了レベルの知識と研究能力を身に付けていること。
5. 本学における高い教育研究課程に耐えうる人間的成熟度を持っていること。
6. グローバル化が進む組織を牽引するリーダーとなる意欲を持っていること。
7. 様々な国籍・背景を持つ本学学生の一員として、社会人としての健全な価値観を持ち、異文化を理解し、コミュニケーションを図り、世界的な人的ネットワークを築く意欲を持っていること。
8. 教育・研究活動に必要な英語能力を修得していること。

(選抜方法)

本研究科博士後期課程は、大学院修士課程修了レベルの知識と研究能力を醸成させ、査読付学術誌に掲載が受理される博士論文を完成させ得る学生を受け入れるため、予定指導教員だけでなく、クラスター内の全博士後期課程担当教員が書類審査（志望理由書、研究計画、修士論文、英語スコア、推薦書、成績証明書及び卒業（見込み）証明書等）を行い、面接については予定指導教員及び予定アドバイザー教員の2人で実施し、年齢、性別、

国籍などにこだわることなく、多角的に評価・選抜しています。

【国際経営学研究科修士課程】

(求める学生像)

国際経営学研究科は、「社会的責任とグローバル・ビジネス能力の醸成」という基本理念のもと、グローバル・ビジネスの最先端で堅実な理論と実践力に基づき、適切な経営を実践する能力を身に付け、常に国際的社会的責任を意識して職務を全うしうるリーダーを目指す人材を求めています。

(学生に求める資質・能力)

本研究科の学生には以下の資質・能力が求められます。

1. 大学院で学ぶ動機（モチベーション）が明確であること。
2. 学部での学業成績が本学での教育・研究活動に必要な水準を満たしていること。
3. グローバル化が進む組織を牽引するリーダーとなる意欲を持っていること。
4. ビジネスリーダーに求められる経営知識や問題解決能力を修得する意欲を持っていること。
5. 本学における高い教育研究課程に耐えうる人間的成熟度を持っていること。
6. 様々な国籍・背景を持つ本学学生の一員として、社会人としての健全な価値観を持ち、異文化を理解し、コミュニケーションを図り、世界的な人的ネットワークを築く意欲を持っていること。
7. グローバル・ビジネスを理解し、社会的責任を担って職務を遂行する意欲を持っていること。
8. 教育・研究活動に必要な数学及び英語能力を修得していること。

(選抜方法)

本研究科では、多様なバックグラウンドを持つ有能な学生を広く受け入れるため、学部教育の専門分野、年齢、性別、国籍などにこだわることなく、志願者を書類審査（志望理由書、研究計画、数学スコア、英語スコア、成績証明書及び卒業（見込み）証明書等）及び面接により多角的に評価選抜しています。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、一般入試と外国人留学生特別選抜入試により入学者を受入れている。一般入試は国内居住者選抜と海外居住者選抜に分けて実施し、外国人留学生特別選抜入試は本学の人材育成上の目的と合致する、いくつかの外国政府、国際機関等の人材育成・奨学支援プログラム等を通じて受入れる外国人留学生を選抜している。

1) 一般入試

【国際関係学研究科修士課程】

国内居住者選抜

社会人、企業等からの派遣、学部卒業後入学を希望する志願者のために、年に3回入試

を実施している。国内居住者は、志望理由書、研究テーマ、出身大学の成績証明書、TOEFL等英語能力試験のスコア等の書類審査及び、英語による面接の結果を総合的に勘案して、合否を判定している。

面接試験は、志願者、教員間で研究のための共通基盤を見いだすことができることを確認し、志願者が修士論文作成を中心とする研究活動を有効に実施できるか否かという点を判断する場であり、本人のモチベーション、目的意識、英語でのコミュニケーション能力が試される。1度の面接で研究のための共通基盤が見出せない場合(合格に至らない場合)、研究計画を練り直し再提出した上で、同一年度内に繰り返し受験することも可能である。

海外居住者選抜

12月、2月、4月の3回の出願締め切りを設け、書類選考により入学者を選抜している。海外居住者については、願書、志望理由書、研究テーマ、出身大学の成績証明書、TOEFL等の出願書類を総合的に審査し、選考を行っている。

【国際関係学研究科博士後期課程】

国内居住者と海外居住者ごとに異なる入学者選抜試験は設けず、国内外居住者共通の年3回出願締め切りを設け、書類選考及びインターネットを介したオンライン面接試験を実施している。合否の判断は、研究計画書、志望理由書、修士論文、出身大学の成績証明書、推薦書、TOEFL等英語能力試験のスコア等の出願書類の審査及び、英語による面接試験の結果を総合的に勘案して行う。

国内外居住者共、面接は3回の出願締切日後、11月下旬から12月初旬、2月下旬～3月初旬、4月下旬～5月上旬の期間内で個別に調整している。なお、出願書類の審査によって基準を満たさないと判断できる場合には面接試験を行わず不合格とする。

【国際経営学研究科修士課程】

国内居住者選抜

社会人、企業等からの派遣、学部卒業後入学を希望する志願者のために、年に3回入学試験を実施している。国内居住者については、志望理由書、研究テーマ、出身大学の成績証明書、TOEFL等英語能力試験のスコア等の書類審査と、英語による面接の結果を総合的に勘案して合否を判定している。上記に加えて、MBA志願者の基礎学力を測るため欧米の経営学大学院の入学者選抜において標準的に用いられているGMAT(Graduate Management Admission Test)あるいはGRE(Graduate Record Examination)スコア*の提出も求めている。なお、面接は、出願書類だけでは分からない受験者の能力を見きわめる場であると考えており、面接担当教員は、受験者の個性や潜在的能力を引き出すような多角的な質問をするよう努めている。

海外居住者選抜

12月、2月、4月の3回の出願締め切りを設け、書類選考により入学者を選抜している。海外居住者については、願書、志望理由書、研究テーマ、出身大学の成績証明書、TOEFL等の出願書類を総合的に審査し、選考を行っている。また、これらの書類に加え、GMAT

あるいは GRE スコア*の提出を課している。

*ただし、GMAT/GRE スコアの提出に代え、IUJ Math Test の受験が可能である。IUJ Math Test は、GMAT 内の数式問題をイメージして、本学国際経営学研究科の教員が毎年作成しているもので、GMAT と同等の難易度になるよう、テストの内容は複数の教員がダブルチェックした上で受験生に提供されている。国内居住／海外居住に関わらず GMAT や GRE の受験が困難な学生を中心に毎年 30～40 人の学生がこのテストをオンライン受験している。また、IUJ Math Test 受験者にはオンラインによる面接も義務付けている。

2) 外国人留学生特別選抜【全研究科共通】

外国人留学生特別選抜は、以下の国際機関・開発援助機関、外国政府等特定の機関による留学・奨学プログラムを通じて出願する者に対して一般入試同様に書類選考を実施している。

- ・ JICA (国際協力機構) 人材育成奨学計画 (JDS)
- ・ JICA 長期研修員制度
 - アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ)
 - シリア平和への架け橋・人材育成プログラム (JISR)
 - SDGs グローバルリーダー・コース
 - 持続的発展のための行政人材育成プロジェクト マリ国単独
 - アジア地域投資促進・産業振興サブクラスター留学プログラム
 - 産業政策・公共経営プログラム
 - ミャンマー民間人材育成のための長期招聘プログラム
 - 電気・エネルギーの自律的開発のための人材育成
- ・ 日本-IMF アジア奨学金プログラム (JISPA, 国際通貨基金)
- ・ インドネシア高等人材開発事業 (PHRDP, インドネシア政府)
- ・ UGC スリランカ奨学金 (University Grants Commission – Sri Lanka) 等

特別選抜において受入れる留学生は、本学の理念・教育目的に極めてよく合致しており、各国の政府機関あるいはビジネス分野のリーダーとして将来活躍が期待される成熟した社会人として、国際的で成熟度の高い教育研究環境の醸成に貢献している。今後も、外国人留学生特別選抜を通じて優秀な留学生を積極的に受入れていく。【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】

以上のとおり、国内一般入試、海外一般入試、外国人留学生特別選抜においては、アドミッション・ポリシー及び入学者選抜試験規程に基づき、公正かつ妥当な方法により入学者の選抜を行っている。またアドミッション・ポリシーに沿った選抜の実施の検証は、各入試を担当した入試委員で構成される入試委員会がこれを行い、さらにその選抜結果が提出される教授会において重ねて検証されている。【資料 3-1-7】

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

各研究科の入学者の内訳は大きく分けて (1) 国内外一般入試 (私費/企業等からの派遣) (2) 外国人留学生特別選抜であり、日本国内からの入学者及び多くの外国人留学生を受入れている。(1) について、出願者増加のため、国内では説明会・オープンキャンパス、海外ではフェア参加や修了生による説明会を実施し、電子メールでのフォローアップを行っている。(2) については、奨学金プログラムのためのプロポーザルを定期的に作成及び提出し、毎年一定数の外国政府派遣生等を受入れている。また、日本人学生増加に向けた施策として、成績が特に優秀で、強い志のある日本人私費学生を対象に、授業料全額免除の「Nakayama 100」を 10 枠確保している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 2025 年度国際大学大学院 (修士課程) 学生募集要項 (p.1-2)

【資料 F-4-1】 と同じ

【資料 3-1-2】 2025 Admissions Guidelines (p.2-3) [英語] 【資料 F-4-2】 と同じ

【資料 3-1-3】 2025 年度国際大学大学院国際関係学研究科博士後期課程 学生募集要項 (p.1) 【資料 F-4-3】 と同じ

【資料 3-1-4】 2025 PhD Admissions Guidelines Graduate School of International Relations (p.1) [英語] 【資料 F-4-4】 と同じ

【資料 3-1-5】 2025 年度国際大学大学院国際関係学研究科 (修士課程) 外国人留学生特別選抜による募集要項 【資料 F-4-5】 と同じ

【資料 3-1-6】 2025 年度国際大学大学院国際経営学研究科 (修士課程) 外国人留学生特別選抜による募集要項 【資料 F-4-7】 と同じ

【資料 3-1-7】 国際大学大学院入学者選抜試験規程

3-2. 学修支援

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

1) 学修支援の方針・計画の策定

学修支援の方針・計画の策定については、大学カリキュラム委員会、研究科教授会、研究科カリキュラム委員会といった学修支援に関わる委員会において、検討が行われている。これらの委員会には職員も構成員として参画しており、学修支援の方針策定、計画立案は、教職協働で行われていると言える。【資料 3-2-1】

2) 夏期特別英語集中講座 (Intensive English Program (IEP))

夏期特別英語集中講座 (IEP) は、英語力が不足する学生を対象に、入学前の 2 か月間

(7月上旬から9月上旬)にわたり支援を提供している。ディスカッションやプレゼンテーションだけでなく、リーディングやライティングも含まれ、実践的な英語スキルの向上を目指す合宿プログラムであり、入学前の学生や国際通貨基金(IMF)の修士課程研修生向けのオリエンテーションプログラムとして評価され、企業や自治体の研修プログラムにも利用されている。【資料 3-2-2】

3) 入学時オリエンテーション

入学時オリエンテーションは、9月中旬から2週間にわたり、新入生がスムーズに大学生活を始められるようサポートしている。職員による生活関連や市役所等の手続きの指導に加え、教員による各プログラムのカリキュラムガイダンスも提供している他、剽窃その他の研究不正行為の防止に重点を置いた研究倫理教育も行っている。【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】

4) 成績不振者への対応

毎学期末、成績の不良な学生に対して、その程度に応じて、研究科長によるウォーニング・レターまたはプロベーション・レターを発行するとともに、必要に応じ研究科長または代理者が面接をし、修学上の問題を把握したうえで、関係職員とも情報を共有し、チューターを手配する等の支援を行っている。【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】

5) カリキュラム委員会における教職協働の取組

両研究科において、研究科長、プログラム・ディレクター、教務担当職員を構成員とするカリキュラム委員会を毎月定例的に開催している。ここでは、カリキュラムの変更を主体に、研究科にまつわる様々な事項を教職協同で協議し、教授会での議論及び決定に繋ぐ役割を果たしている。

6) 研究指導体制

【国際関係学研究科修士課程】

国際関係学研究科修士課程の学生は、入学後2学期目の終わりには、指導教員を決定することになるが、それまでの間、各学生には専任教員をファカルティコンサルタントとして割り付け、入学当初から学生に対する修学支援を行うためのシステムを設けている。1年次の3学期目以降は、指導教員が、修士論文又は研究レポートの作成指導のみならず、履修や研究計画、進路、その他の個別相談等に対して、幅広い支援を行う体制が整っている。【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】

【国際関係学研究科博士後期課程】

博士後期課程の学生は入試時に提出された研究計画に基づき、学生が志向する研究テーマや研究領域に応じ、入学時点で既に主指導教員1名及び、指導を補完する役割の副指導教員2名が決定し、修了に至るまで、3名体制で研究指導を行う体制が確立されている。指導教員に加えて副指導教員を置くことで、学生は論文指導において、学際的な視点や多様な方法論の助言を得ることができる。

【国際経営学研究科】

MBA 1、2 年制プログラムの学生に対しては、入学当初に専任教員をメンターとして割り付け、早くから修学支援を行うためのシステムを設けている。1 年制プログラムの学生の場合は、1 学期目の終わりに、2 年制プログラムの学生の場合は、入学後 2 学期目の終わりに、それぞれ指導教員が決定し、その後は、前述の国際関係学研究科修士課程の学生の場合と同様に、指導教員が各学生に対して幅広い支援を行う。【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】

7) 言語教育研究センター

言語教育研究センターは、英語プログラムと日本語プログラムの専任教員およびスタッフから成る組織で、両研究科に横断的に英語および日本語教育を提供している。全講義が基本的に英語で行われているため、1 年次学生は英語科目を必修とし、少人数クラスで徹底指導を受ける。2 年次生向けには、修士論文・リサーチレポートの作成能力向上を目指す選択科目も提供している。また、両研究科の教員代表と、言語教育センターの教員からなる委員会（CASEN Meeting）を不定期に開催し、分野と立場を超えて、学生の英語学修支援強化を目的とした検討を行う場としている。

8) その他

本学では、多様な奨学財団、留学生支援事業、外国政府派遣による留学生在籍しており、在学中の学修状況把握のため、本学教職員とスポンサーとの連携による定期的なモニタリング調査・報告を通して、問題の早期発見、情報共有、支援の必要性の検討などにつなげている。

3-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) 障がいのある学生への配慮

本学では、視覚障害があるなど、授業活動への参加において特別な配慮が必要な学生が入学した際には、必要なアレンジを窓口である教務事務室で聞き取り、本人の要望に応じて各担当教員に状況を周知し、適切な対応がとれるよう心掛けている。また、精神面や健康面で不安がある学生の場合は、常勤のカウンセラーや学校医と連携して支援している。

また、令和 6（2024）年 4 月に策定した国際大学障害学生支援基本方針及び対応要領に基づき、合理的配慮提供の支援を行っている。【資料 3-2-11】【資料 3-2-12】

2) オフィスアワー制度の全学的な実施

本学では、教員のオフィスアワーは、学期ごとに曜日と時間を設定するケースと個別予約によるケースがある。全教員のオフィスアワーは、シラバスやウェブサイトを通じて学生に周知され、学生から教員へのアクセシビリティが確保され、教室外での学修支援の一環となっている。新型コロナウイルス感染症拡大以降は、密集を避けるために、従来のオフィスでの面談に加えて、Zoom や Skype も積極的に活用されている。【資料 3-2-13】【資料 3-2-14】

3) TA や Tutor を活用した学修支援

本学では、「国際大学ティーチング・アシスタント規程」に定める資格に基づいて選ばれた 2 年次生または博士後期課程の学生を TA として採用し、主に 1 年次の必須科目で学生に授業サポートを提供している。TA は教育補助やディスカッションの促進などの授業内業務だけでなく、授業時間外の TA セッションを通じて、学生の授業内容の理解をサポートしている。さらに、研究科長や科目担当教員が特別な個別指導が必要と判断した学生に対しては、「国際大学チューターに関する規程」に基づき、Tutor が補助的な個別指導や助言を提供する仕組みも整え、両軸で教員の教育活動を支えている。【資料 3-2-15】【資料 3-2-16】【資料 3-2-17】【資料 3-2-18】

4) 離籍防止の仕組み

各学期終了後、両研究科では学生の成績を一覧にまとめ、研究科教授会で報告、各教員に対して成績不良者への注意喚起を行っている。研究科長は進級や修了が危ぶまれる学生に対して Warning Letter の発出や、個別面談を通じて Tutor の手配や助言を行い、成績不良により将来的な離籍が懸念される学生への支援を継続的に実施している。連続欠席が発生すれば、科目担当教員から教務事務室に情報が共有され、早期の問題把握に努めている。必要に応じてスクールカウンセラーや学校医と連携することで、学生の修業に向けた複合的なサポートを提供している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】 国際大学カリキュラム委員会規程

【資料 3-2-2】 夏期英語集中プログラム 2026 (IEP)

【資料 3-2-3】 Orientation Schedule September 2025 [英語]

【資料 3-2-4】 科学の健全な発展のために(For the Sound Development of Science)
[英語]

【資料 3-2-5】 Warning Letter Sample [英語]

【資料 3-2-6】 Probation Letter Sample [英語]

【資料 3-2-7】 Supervision Guide 2025 (2 年制向け) (国際関係学研究科) [英語]

【資料 3-2-8】 Supervision Guide 2025 (1 年制向け) (国際関係学研究科) [英語]

【資料 3-2-9】 Advanced Seminar Guidelines 2025 (2 年制) (国際経営学研究科)
[英語]

【資料 3-2-10】 Research Seminar Guidelines 2025 (1 年制) (国際経営学研究科)
[英語]

【資料 3-2-11】 国際大学障害学生支援基本方針

【資料 3-2-12】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する国際大学の対応要領

【資料 3-2-13】 教員オフィスアワー一覧 (国際関係学研究科) [英語]

【資料 3-2-14】 教員オフィスアワー一覧 (国際経営学研究科) [英語]

【資料 3-2-15】 国際大学ティーチング・アシスタント規程

【資料 3-2-16】 TA Hiring Guideline (国際関係学研究科) [英語]

【資料 3-2-17】 TA Hiring Guideline (国際経営学研究科) [英語]

【資料 3-2-18】 国際大学チューターに関する規程

3-3. キャリア支援

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-② キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-② キャリア支援体制の整備

外国人留学生の在籍数が日本人学生を上回る本学にとって、外国人留学生・日本人双方へのサポート体制を整えることが求められている。入学・就職支援室では、学生の希望する進路を実現するためにキャリア開発イベントを企画・運営し、学生及び採用企業・機関双方にとってメリットがあるようきめ細やかな支援を推進するため、下記の施策を講じている。

● 就職活動に特化した日本語教育や日本文化理解の支援

国内就職を希望する留学生に対し、就職活動に特化した実践的な日本語習得支援を行っている。個別面接練習に加え、外部講師によるマナー講座や日本語教員との連携による模擬面接を実施し、採用選考に備えるとともに、入社後の日本文化理解の促進も図っている。

また、令和 7（2025）年度から日本語能力試験（JLPT）の受験を奨励するため、N1 および N2 を受験する学生に対して受験料の補助を行っている。

● インターンシップ・プログラム

企業が一般に公募しているインターンシップ・プログラムの情報を学生に紹介するとともに、就職支援担当者や法人本部職員が企業と連携し、本学学生の知識・スキルや特徴を踏まえたカスタマイズ型のインターンシップ・プログラムの提供も行っている。さらに、自治体との連携により県内新規企業でのインターンシップ参加も実現している。

● 企業説明会、面接

学生の時間と費用の負担を軽減し、学業と就職活動を両立できるよう、企業をキャンパスに招いて企業説明会や一次面接を実施している。近年はオンライン会議ツールを活用した説明会や面接も行い、キャンパスにいながら採用担当者と直接話す機会を提供している。

● 各種セミナー・ガイダンスの開催

日本の就職活動に向けたマインドセットや、日本と海外の就職活動や労働環境の違いを比較したキャリアガイダンスに加え、志望動機の重要性、自己分析や企業研究を通じて志望動機を導き出すセミナー・ワークショップを実施し、採用選考や入社に備えた実践的な内容を提供している。

- 応募書類作成の支援

学生の要望に応じて、英文履歴書、カバーレター、日本語履歴書、職務経歴書、エントリーシート の書き方を個別に指導している。面談と複数回の添削を通じて、学生の強みや経験、スキルが企業に効果的に伝わるよう支援している。また、今年度から英文履歴書に代わり、就職希望者やインターン希望者全員の学歴・スキル・経験などの情報をまとめたプロフィールブックをデジタル版及び冊子で作成し、採用に関心を持つ企業の人事担当者へ公開している。

- 個別面談

入学当初からメールに加え対面で学生と接する機会を重視し、就職活動へのアドバイスを行い学生の不安を解消している。

- 修了生と在学生の繋がりを支援

国内企業で活躍する修了生を招き体験談やアドバイスを聞く Alumni Networking Event を開催し、在学生在が日本での就職活動やキャリアについて直接助言を得る機会を提供している。令和 7 (2025) 年度は対象を拡大し、博士課程進学や海外就職をした修了生も招く予定である。

3-4. 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-4-① 学生生活の安定のための支援

① 学生サービス・厚生補導のための組織体制

本学では、学生サービス及び厚生補導を担う組織として、学生支援職員、健康推進員、カウンセラーを配置し、学生生活の安定に資する支援体制を整備している。これらの担当部署が相互に連携し、学生の心身の健康、生活面、学修環境等に関する支援を総合的に提供している。

② 学生の多様性に配慮した学生サービスの実施 (健康相談・心的支援・生活相談・課外活動支援等)

学生の心身の健康および生活面に関する支援については、健康推進室およびカウンセラー一室を中心に、学生の多様な背景やニーズに配慮しながら実施している。健康推進室では、専用ホームページを開設し、健康情報や疾病予防に関する情報発信を行うとともに、掲示物を定期的に更新することで、学生の健康意識の向上を図っている。

日常生活の支援としては、留学生が円滑に生活を送れるよう、「INFO PACK: Prearrival/Arrival Guide」「IUJ Dormitory Info」「Hospital Guide」など、本学独自の各種案内を作成・提供している。これらの案内は、学生の利便性を考慮し、令和 4 (2022)

年9月より紙媒体での配布を廃止し、大学ホームページ及びキャンパス内に掲示したQRコードから24時間アクセス可能な形へ移行している。さらに、各案内内に多数のQRコードを掲載し、関連情報へ迅速にアクセスできるよう工夫している。【資料3-4-1】

また、周辺地域住民の支援を得て、留学生の生活をより快適なものとするため、本学および地域主催のバーベキューパーティーや日本文化紹介行事、日本語パートナー制度等の支援活動を実施している。日本語プログラムにおいては、基礎、初級、中級、中上級、上級に分かれたレベル別授業に加え、日本語学習経験のない新入生を対象とした夏期集中日本語講座を開講し、日常生活に必要な日本語能力の修得を含め、学生の多様なニーズに対応している。

生活環境面では、キャンパス内の分煙対策として、学生の通行が多い喫煙場所を撤廃し、喫煙場所の再配置を行うことで、学修環境の改善に努めている。

学生寮においては、ハード・ソフトの両面から安全で秩序ある居住環境の整備に取り組んでいる。設備面では、全室にドアチェーン及びドアスコープを設置するとともに、合計61台の防犯カメラを稼働させ、十分なセキュリティ体制を確保している。運営面では、各階にフロア・リプレゼンタティブを配置し、学生間のコミュニケーション促進と秩序維持を図っている。フロア・リプレゼンタティブは、各学期に1度、居住学生を対象とした交流の機会を設けるほか、急病や災害等の緊急時には率先して初期対応を行い、フロア内の問題の早期発見・解決に貢献している。これらの役割が適切に果たされるよう、事前に目的や役割に関するオリエンテーションを実施している。

さらに、騒音対策を目的としたラウンジ・バスターズ制度や、共同キッチンの整理整頓を促進するキッチン・モニターズ制度を導入し、学生主体で寮内の規律を維持する体制を整えている。

加えて、夜間など職員配置が手薄となる時間帯に備え、学生寮長制度を導入し、緊急時対応体制を強化している。学生寮長は、英語及び日本語による対応が可能な日本人学生、または日本語に堪能な留学生が担い、多国籍な寮環境において円滑な初期対応が可能な体制としている。学生寮長の役割、責任範囲、連絡手順についてはマニュアルを整備し、事前に周知・共有しており、夜間の緊急時における状況把握、初動対応、職員等への適切なエスカレーションを主な役割としている。一方で、学生寮長が単独で問題解決を行うことがないよう、判断権限や対応範囲を明確に区分し、必要に応じて速やかに職員や関係部署へ引き継ぐ体制を構築している。これらの取り組みにより、学生の安全確保に加え、言語面・文化面に配慮した対応が可能となり、学生間の円滑なコミュニケーションを支える寮運営を実現している。

課外活動の支援としては、学生自治会（Graduate Student Organization – Executive Committee : GSO-EC）と密に連携し、学園祭（インターナショナルフェスティバル）や学生サークル活動への支援を行っている。

メンタルヘルス支援については、カウンセラー室の利用促進を重視し、新入生オリエンテーションや市役所関係書類の説明会等の機会を活用して、予約不要で些細な相談でも利用可能であることを周知している。さらに、個別相談だけでなく、地域とのつながりや社会参加を通じた多面的な支援も行っている。例えば、陶芸などのイベントへの参加を促進し、学生がリフレッシュできる機会を提供している。

また南魚沼市と連携して活動する本学留学生の学生ボランティアチーム「CAT (Community Action Team)」が、市内小学校の「国際科」授業を支援するなど、地域交流の機会も設けている。加えて、社会福祉協議会や市役所などの外部機関とも連携し、非日常的な体験や社会活動への参加を通じて、学生の心身の健康を支える支援を実施している。

③ 学生に対する経済的支援

学生に対する経済的支援については、各奨学金の特徴、求める人材像、申請書作成のポイントを整理し、奨学金募集のお知らせと併せて、メール配信およびウェブサイトへの掲示を通じて学生に周知している。これにより、学生が自身に適した奨学金制度を理解し、適切に応募できる環境を整えている。【資料 3-4-2】【資料 3-4-3】【資料 3-4-4】【資料 3-4-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-4-1】 IUJ Original Guide Books [英語]

【資料 3-4-2】 2026 IUJ Scholarship Guidelines : Masters Programs [英語]

【資料 3-4-3】 2026 IUJ Scholarship Guidelines : PhD Programs [英語]

【資料 3-4-4】 国際大学 (IUJ) 奨学金のご案内 修士課程 日本人向け

【資料 3-4-5】 国際大学 (IUJ) 奨学金のご案内 博士後期課程 日本人向け

3-5. 学修環境の整備

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

3-5-② 図書館の有効活用

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

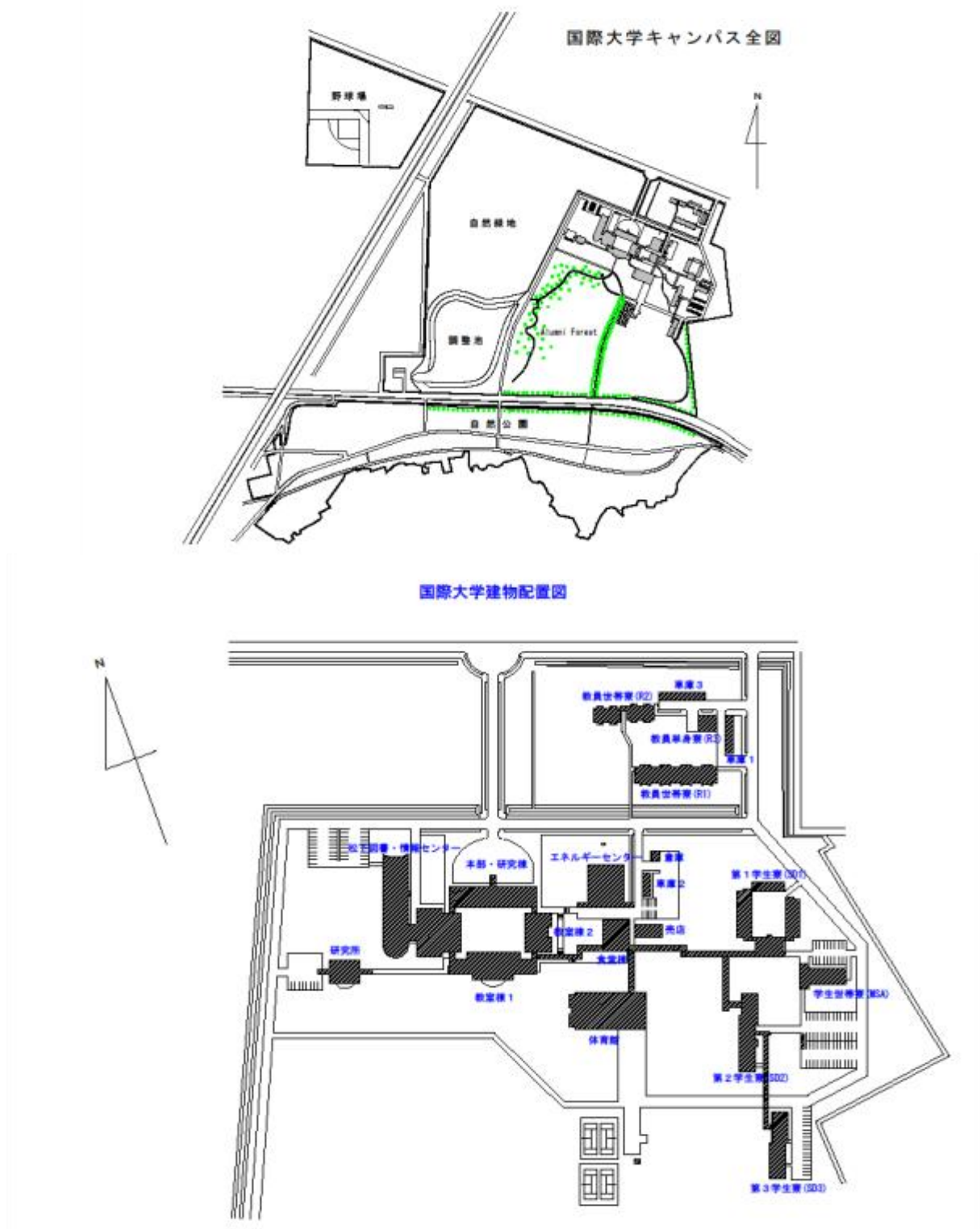
本学のキャンパスは、JR 上越新幹線浦佐駅より約 4km、関越自動車道大和スマート IC より約 2.5km の田園地帯に位置する（図表 3-5-1）。

図表 3-5-1 位置図



自然豊かな環境の中、61 万 8,261 m²の広大な敷地（自己所有）に校舎、図書館、体育館、学生寮、教員寮等の建物、運動施設、緑地を有している（図表 3-5-2）。このうち大学設置基準上の校地面積は、52 万 1,583 m²であり、同基準上必要とされる面積の 3,850 m²を十分に満たしている。

図表 3-5-2 校地・建物配置図



キャンパス内の全建物面積（自己所有）は、27,165 m²で、主な建物ごとの概要は図表 3-5-3 のとおりである。このうち大学設置基準上の校舎面積は、11,907 m²であり、同基準上必要とされる面積の 4,479 m²を十分に満たしている。【資料 3-5-1】

図表 3-5-3 キャンパス建物概要

棟名	床面積(m ²)	施設概要	摘要
本部・研究棟	2,277	学長室、研究室、事務室、会議室	
松下図書・情報センター棟	5,192	センター長室、閲覧室、PC教室、コンピュータ機械室、事務室、研究室、ホール	PC教室:3室
教室棟1	1,760	教室	教室:12室
教室棟2	800	教室、自習室	教室:6室
研究所棟	1,167	所長室、会議室、事務室、研究室、宿泊室	
食堂棟	581	食堂、ラウンジ	食堂:100席
売店棟	79	売店	
体育館棟	1,685	アリーナ、トレーニングルーム	
第1学生寮棟	2,622	寮室、ラウンジ、共用キッチン、ランドリー、管理人室	寮室:100室(ユニットバス、トイレ付)
第2学生寮棟	3,010	寮室、ラウンジ、共用キッチン、ランドリー	寮室:100室(ユニットバス、トイレ付)
第3学生寮棟	2,736	寮室、ラウンジ、共用キッチン、ランドリー	寮室:96室(ユニットバス、トイレ付)
学生世帯寮棟	1,067	寮室、ラウンジ、ランドリー	18世帯(1DK)
教員世帯寮棟1	895	寮室	8世帯(3LDK)
教員世帯寮棟2	785	寮室	8世帯(2LDK)
教員单身寮棟	511	寮室	8世帯(1R)
エネルギーセンター棟	709	機械室、監視盤室	
その他(車庫、渡り廊下等)	1,289		
計	27,165		

本学は開学当初より多様な国籍の学生が全寮制のもと高度な教育研究を行うことを理想とし、それを実践している。そのため、キャンパス内に学生寮・教職員住宅を持ち 24 時間体制で施設運用を行っているのが大きな特徴の 1 つである。【資料 3-5-2】

本部・研究棟、松下図書・情報センター棟、教室棟 1、教室棟 2 の 4 棟（総称して本館と呼ぶ）は、回廊を形成するように配置されており、学生、教職員は、一般教室、PC 教室、図書館、研究室、事務室などへ屋外に出ることなく往来することができる。加えて、本館からは食堂、売店、体育館、学生寮まで長い渡り廊下でほぼ接続されており、キャンパス内に居住する学生は、積雪期においても足元を気にすることなく学内移動が可能である。これは、本学が豪雪地に立地することに対する設計上の特徴的配慮である。

一般教室は多様なニーズに対応させている。PC、プロジェクター、スクリーンをすべての教室（全 19 室）に備えている。このうち 1 教室については令和 5（2023）年度に従来 PC 教室だった部屋を改修し、収容定員 80 人の大教室に整備した。また学生用にキャンパス内に 24 時間利用可能な自習室を 3 室設置し、博士後期課程学生用に専用の自習室を 1 室設け、研究活動に集中できる環境を整備している。体育館は、7:00 から 24:00 まで自由に利用でき、クラブ活動や健康管理の目的に使われている。22:00 まで使用可能な夜間照明付きテニスコートやバーベキュー施設も整備されているほか、広大な緑地は、四季折々の景観とともに健康増進、維持の目的に十分活用されている。【資料 3-5-3】

これらの物理的な学修・研究環境を補完する基盤として、本学では ICT 環境の整備にも注力している。MLIC 棟に PC 教室（2 室）、学生寮に PC ラウンジ（2 室）を整備しており、学期期間中は 24 時間利用可能な体制をとっている。これらの施設は、授業での利用に加え、授業時間外には学生が自由に利用できる自習環境として開放されている。端末には、文書作成や表計算等の基本的なアプリケーションに加え、統計解析等の授業や研究に必要な各種ソフトウェアを導入している。

学内ネットワークについては、教室棟、図書館、食堂、学生寮を含むキャンパス内の主

要エリアにおいて無線 LAN (Wi-Fi) を提供し、BYOD (学生個人の PC 持ち込み) にも対応している。また、ネットワークプリンターを PC 教室、図書館、自習室、学生寮等に配置し、学生は論文やレポート等の出力を行うことができる。

学生に対する IT サポートについて、学生が所持する私用 PC へのサポートを中心に、タブレットやスマートフォン等の端末についても、基本的な利用や接続に関する相談に対応している。また、一定の IT スキルを有する学生を雇用し、MLIC 棟内のヘルプデスクにおいて、平日午後に学生間での IT サポートを提供している。【資料 3-5-4】

学修管理システム (LMS) としては Google Classroom を導入し、授業資料の配布、課題の提示・提出、教員と学生間の連絡等に活用している。これらの ICT 環境については、学内の情報セキュリティポリシーに基づき、適切な管理のもとで運用している。

全寮制を原則としているものの、入学定員増に伴う学生増のため平成 23 (2011) 年度からは、寮室数に不足を生じるようになったことから、臨時的措置として近隣の民間アパートを借上げて、学生寮に準ずる運用のもとに 2 年次生の一部の利用に供している。キャンパスと市街間に路線バス等の交通機関ルートがないため、浦佐駅を基点として自家用マイクロバスを 1 日 13 便 (土は 4 便、日は 2 便) 定期運行している。さらに、夜間に学外住居に帰宅する学生向けには、授業期間の平日においてはタクシーを 22:00 発と 23:55 発の 2 回運行させるなどの措置を行っている。これらの便はすべて無償運行している。

【資料 3-5-5】

施設・設備等の維持・管理は、総務室が統括し、関連法規等を遵守し、関係各部署・委託先等と連携し対応している。老朽化等による要改善箇所に対しては、極めて限られた予算の中ではあるが、優先順位をつけて適切、有効な改修を行っている。法定定期点検 (建築物定期点検、消防設備点検、受水槽点検、自家用電気工作物点検、エレベータ保守点検等) については専門業者に委託し、不具合発見箇所については速やかに修繕している。

また外部委託による設備管理員をエネルギーセンターに 24 時間 365 日常駐させ、設備の運転を行うとともに、学生・教員からの不具合連絡について速やかに対応している。保安については職員不在となる平日夜間及び休日は、外部委託による警備員を本部・研究棟受付に常駐させ、異常発生時の対応及び巡回警備を行い、全キャンパスの安全対策を講じている。清掃業務については、委託業者により年間を通じ適切になされている。学生寮に関しては、8:30-17:00 の間 365 日体制で日・英会話が可能な委託業者が常駐し学生の生活サポートにあたっている。設備・警備・清掃・学生寮管理委託業者からは毎日報告書の提出を受けているほか、定例会議を行い連携の取れた運営を行っている。地震、火災、構内クマ出没等の異常発生時には職員組織緊急連絡図に基づき委託先から職員に電話連絡し連携して対応する事としている。【資料 3-5-6】

3-5-② 図書館の有効活用

松下図書・情報センター (MLIC) は、教育研究の高度化に対応した図書・情報施設であり、その運営のため MLIC 運営委員会が年 1 回開催され、学修環境改善、資料媒体選定、IT サービス向上など、質の高い教育研究を提供している。図書館の開館時間は、学期中は 8:30 から 23:45 までとなっており、深夜まで学修したいという学生からの要望に応じている。【資料 3-5-7】【資料 3-5-8】【資料 3-5-9】【資料 3-5-10】

図書館は約 10 万冊の蔵書と約 29,200 種類の電子ブック、約 61,100 種類の電子ジャーナル及び 32 種類のオンラインデータベースを揃えている。これらのオンラインリソースは学内のみならず学外からでもリモートアクセスサービスを経由することにより利用可能となっている。また、ディスカバリーサービスによる資料横断検索ツールにより、図書・雑誌・電子ブック、電子ジャーナル、データベース、新聞、論文等を一括して検索することが可能である。

利用者は書籍の貸出予約、他館との相互貸借などを図書館ホームページから行うことができる他、学生自身の研究や論文作成に必要な書籍の購入を図書館に年間 3 冊（博士課程は 6 冊）までリクエストできる制度を取り入れており、積極的に利用されている。

学期初めには図書館サービス、図書館資料やデータベース検索方法の利用講習会を多数開催し、学生の研究・教育サポートを行っている。

本学図書館で最も利用頻度が高い貸出サービスが、「コースリザーブ」である。授業で使われる必修科目の教科書は、すべてカウンター内に準備され、貸出可能となっており、多くの学生から利用されている。また電子媒体でのコースリザーブも提供している。

図書館の書架については、空きスペース確保のため、主にコースリザーブ用として購入された副本や資格・試験問題集などの旧版で新版を受け入れた書籍、他館所蔵があり本学貸出が 10 年以上ない書籍等をリスト化し、本学教員の確認を経て最終的に不要と判断された書籍を除籍し、私立大学図書館協会支援の海外寄贈資料搬送事業に送料援助を申請している。採択された場合に修了生が働く海外図書館向けに寄贈し、有効活用を行っている。

昨今、学生の電子資料に対する要望、学修嗜好を反映して、電子資料選定に重点を置いている。学生アルバイト 11 名のレポートと MLIC Director's Hour 及び修了生サーベイなどを基に要望を検討している。教員の季節選書（夏季と冬季）ではプログラム内容に合致し、学生にとって有益な本の選書を行っている。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

バリアフリーの状況については、距離の長い渡り廊下をはじめいくつかの箇所の通路がスロープになっているほか、本部・研究棟に車椅子対応エレベータ 1 基、身障者用トイレ 1 室が設けられている。ただし、スロープの前後に段差があるなど障害者単独で容易に通行ができるような理想的な状態にまではなっていない。

より一層のバリアフリー化を進めるべく、専門業者による調査結果、車いす使用職員の意見を参考に、令和 4（2022）年に視認しやすい学内サインの掲示、令和 5（2023）年に駐車場・歩道間スロープの設置、令和 6（2024）年に MLIC 棟 1F 男子小便器手すり取付などの改修を実施した。また、令和 7（2025）年秋に車いす利用学生が入学した事を背景に更なるバリアフリー化を加速させた。従来通常的車イスでは単独での通過が困難だった開き扉下部の段差部分等にゴム製スロープを設置し、さらに段差を乗り越える能力が高い電動車いすを併用する事で車いす利用学生単独で移動できる範囲を大きく広げることが出来た。今後も総務室を中心として継続的に改修を進めていく予定である。

建物の耐震性については、昭和 56（1981）年の新耐震基準施行直前の着工建築物が半数を占めるが、これらはあらかじめ新基準に準拠した設計によって建築されているので、耐震化率は 100%であると言える。【資料 3-5-11】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-1】 設置基準面積

【資料 3-5-2】 Dorm Information 2024 [英語]

【資料 3-5-3】 修了時サーベイ (Study Room の使用頻度) [英語] 【資料 2-3-3】 と同じ

【資料 3-5-4】 Campus IT User Guide [英語]

【資料 3-5-5】 バス時刻表 [英語]

【資料 3-5-6】 職員組織緊急連絡図 (墨消し)

【資料 3-5-7】 国際大学松下図書・情報センター規程 【資料 1-1-11】 と同じ

【資料 3-5-8】 国際大学松下図書・情報センター運営委員会規程

【資料 3-5-9】 MATSUSHITA LIBRARY & INFORMATION CENTER (MLIC
LIBRARY) GUIDE [英語]

【資料 3-5-10】 図書館来館統計

【資料 3-5-11】 建物の耐震化率を示す文書

【基準 3 の自己評価】

学生の受け入れに関しては、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、アドミッション・ポリシーに沿った合格者選抜を行うと共に、入学定員に対して適切な数の入学者を受入れ、収容定員を管理している。

学修支援に関しては、各会議体における学修支援に係る方針策定や TA 及び Tutor の手配などを教職協働で行う学修支援体制を整備している。

キャリア支援に関しては、就職活動に特化した日本語教育や日本文化理解支援、インターンシップ機会の提供、企業説明会・面接の学内実施等の取組を行っている。あわせて、キャリアセミナーや応募書類作成支援、個別面談を通じて、学生一人ひとりの希望進路に沿った支援を実施している。

学生サービスに関しては、学生たちの経済的支援のための奨学金を充実させ、心身ともに健康に学修に励める環境を構築するなど、学生からのニーズを時代の流れに合ったかたちで応えられるよう、対応しており、常にアップグレードしていく事を心がけている。

学修環境の整備に関しては、老朽化が進む施設・設備ではあるが、機動的できめ細かな対応により寮生活を含む学修環境の整備に努めている。また場所を選ばず図書館資料にアクセスできる環境を整え、学生が必要とするテキストを電子媒体として提供できており、学内居住者が快適とする Wi-Fi 設定、個別学生が持ち込むパソコンへの対応やトラブルシューティングにも適切に対応している。また学修環境の満足度を毎年調査し、改善に役立っている。上記のことから、本学は基準 3 の要件を満たしていると自己評価する。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の目的、及び各研究科の教育研究上の目的を考慮したうえで、修了までに学生が身に付ける「知識」、「スキル」、「学術的態度」を学修目標として学位毎に具体的に示し、修了要件とともにディプロマ・ポリシー（DP）に明記している。DP の内容は入学時のオリエンテーションでプログラム・ディレクターから新入生に説明され、学内で周知されている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

授業科目の単位は、講義・演習とも、15 時間の授業をもって 1 単位としており、学則第 30 条に規定している。【資料 4-1-4】

各授業科目のシラバスには、DP に明記された学修目標（「知識」「スキル」「学術的態度」）の内、当該科目がどの目標の修得に貢献するかが記載されており、学修目標を踏まえた授業内容が提供されている。単位の認定は、授業科目毎に担当教員が成績評価の要素（中間／期末試験、小テスト、プレゼンテーション、レポート、授業への取り組み状況等）をシラバスに記載し評定を行った上で認定している。また、進級認定基準及び、課程修了の要件を策定し、学生便覧や DP にそれぞれ明記し、学生と教員に周知している。また、学修目標の達成度を測るための基準としてルーブリックを作成し学内に公表している。

【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

【修士課程】

修士課程では学修の成果を測る目安として GPA (Grade Point Average) 制度を導入し、以下のとおり様々な目的で活用している。このことは、学生便覧に明記し、学生にも教員にも周知している。【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】

- ・ 修了判定
- ・ 2 年次進級判定
- ・ 修了生総代選出
- ・ 成績優秀者表彰
- ・ 成績不良者へのウォーニング・レター／プロベーション・レターの発行
- ・ 奨学金付与／継続審査、等

成績評価について、学長主導で全学的な点検を行い、科目毎に成績評価点に大きな差が生じていることを改善するために成績評価点の平準化を行った。具体的には、必修科目については、受講者の成績平均点（コース GPA）を 4 点満点中 3.00～3.30 に収めること、選択科目については、3.00～3.60 に収めることをルール化することにより、極端に評価が甘い科目や、著しく評価が厳しい科目が出ないように改善した。このルールでは、人数が 15 名未満の科目やセミナータイプの科目は対象外とするなど、細かな運用ルールも定められており、その全ての内容について、両研究科の学生便覧に明記し、教員及び学生に周知している。選択科目においてコース GPA の上限値が高く設定されているのは、必修科目とは異なり、選択科目の受講者は概してその科目の分野に関心が高く学修意欲も高い傾向にあり、総体的に学生のパフォーマンスが良いことが理由である。コース GPA の上限値を厳しく設定した場合に、実際の学生のパフォーマンスよりも低い成績を付けなければならなくなり、正当な評価ができないことで、学生の学修意欲を下げることを避けるための措置である。

科目毎のコース GPA を平準化したことに加え、進級及び修了認定基準（GPA 2.5 以上）を新たに設けた。更に、各研究科で成績不振者の定義を見直し、学期終了後に該当者に対し指導を行っている。これは各研究科が定める養成すべき人材像に合致する質の高い修了生を輩出することにつながっていると考えられる。なお、コース GPA や進級及び修了認定基準、成績不振者の定義等については、全て学生便覧に明記され、教員及び学生に周知されている。

筆記試験中の不正行為を防止するため、詳細な試験の実施ルールを定め、学生便覧に明記し周知している。また、課題レポート、修士論文／研究レポート執筆において、剽窃行為を見逃さないため、修士論文／研究レポートについては全件、各科目の課題レポートについては、科目の担当教員が必要に応じて剽窃チェックを専用のオンラインサービスを使って実施している。剽窃チェックの実施については、国際関係学研究科では学生便覧に、国際経営学研究科では論文ガイド（Advanced Seminar Guidelines / Research Seminar Guidelines）にそれぞれ明記し、学生に注意喚起している。

さらに、生成 AI の普及を踏まえ、レポートや修士論文／研究レポートの作成においては、各科目担当教員又は指導教員が、各科目等で定めるルールに基づき、適切な AI 利用に関する指導・確認を個別に行っている。また、剽窃チェック用オンラインサービスの AI 検知機能についても、補完的な確認手段として活用している。

本学では、学位論文または研究レポートのいずれかを提出することが課程修了の要件となっている。学位論文及び研究レポートの審査方法と審査基準はホームページ上で公表されている。【資料 4-1-9】

本学では、海外提携校との協定に基づき、交換留学プログラムやダブルディグリープログラムを積極的に行っており、学生が他大学で修得した単位の互換・認定を行っている。提携大学で修得した単位は、履修した科目の総授業時間数に応じて定められた単位互換換算表に沿って行われ、本学で修得した単位として認定し修了要件単位に含めている。【資料 4-1-10】

他大学で修得した単位の認定については、学則第 49 条および第 50 条で定めている。単位互換換算表については当該学生に周知している。

成績の互換方法は研究科毎に異なるが、その方法は学生便覧に明記し、周知されている。

【博士後期課程】

博士後期課程で提供される授業科目は、合格（Pass）または不合格（Non Pass）の評語により評価されるため、成績点が無く、よって GPA による審査は行われていない。GPA の審査に代わり、博士後期課程では各年次に次のとおり審査が行われる。

<1年次>

- 指導教員（1名）と副指導教員（2名）からなる博士論文指導委員会により、研究計画の実行可能性と新規性を試す口頭試験を実施。
- 必修科目すべてに合格したあと、コースワークで修得した専門的な知識を確認するために博士候補認定試験を実施。1年次の6月に第1回目の試験を実施し、不合格の場合は同年8月に2度目の試験が実施される。

<2年次>

- 研究論文の執筆状況を確認するとともに、研究論文の査読付き学術誌への投稿準備状況を確認し、今後の研究計画と指導体制を確認するため中間発表を実施。
- 博士候補認定試験に1年次に合格できなかった学生は2年次の6月に再試を受ける。6月の試験が再度不合格だった場合は、同年8月に再試を受け、そこで不合格になった場合は、博士候補認定試験の不合格者となり、その時点で退学することになる。

<3年次>

- 後期発表：博士論文の執筆状況を確認するとともに、研究論文の査読付き学術誌への投稿状況を確認し、数か月後に迫った博士論文提出までのスケジュール確認と研究指導を行う。
- 最終学期に博士論文を提出。博士論文指導委員会と外部審査員からなる博士論文審査委員会が構成され、博士論文の公開最終試験を実施。この公開最終試験の合格をもって博士学位授与の要件が満たされる。

各学生の学期毎の成績や研究計画に関する口頭試験、博士候補認定試験、中間・後期発表、最終試験等の結果は、毎月開催される博士後期課程委員会において報告、関係教員間で共有される。学位取得までのプロセスは博士後期課程設置の際に文科省に提出した「設置の趣旨等を記載した書類（以後「設置の趣旨」という）に記載された内容を基本とし、博士論文ガイドライン（PhD Dissertation Guideline）及び学生便覧に明記され学生に周知している。【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】【資料 4-1-13】

学則第 30 条に規定している単位の計算方法は「みなし時間」により記載されているため、実時間と異なる。そのため、本学では1単位当たりの授業時間数を実時間で学生及び教員に説明し、授業時間を遵守するよう教員に求めており、やむを得ない出張等で休講する場合は、必ず、補講をすることを依頼している。また、補講の日程を組みやすくするよう、学期を通常授業が行われるファースト・モジュール（8週間）と補講・集中講義が行われるセカンド・モジュール（2週間）に分けている。授業の補足的な活動として行われるフィールドトリップもセカンド・モジュールに実施することを原則としており、例外的

にファースト・モジュールの期間中にフィールドトリップを実施する場合は、必要な授業時間数が確保されるよう、事務が確認を行っている。また、単位認定に必要な自主学修の実施を学生に促すため、事前事後学修の内容と所要時間をシラバスに記載するよう教員に求めている。

成績評価点の平準化については、全教員に遵守することを求めており、成績提出後は、教務事務室の担当者がコース GPA をチェックし、基準から外れる成績を付けた教員については事務から再提出を求めるか、あるいは、研究科長に報告し、研究科長から注意する等の対策が講じられている。これにより、評価が厳しい教員とそうでない教員との差が縮まり、科目間の成績の平準化が保たれている。

修了認定および進級認定基準として設けた「GPA2.5 以上」の要件は、毎年 6 月に教授会による審査が行われ厳格に適用されている。

修士論文と研究レポートの審査については数値化できる客観的な評価基準を各研究科に設けた。また、評価基準に沿って適正な審査が行われていることを示すため、各評価基準項目の評価点と合計点を記載する書式（ルーブリック）を使用している。また、国際関係学研究科では、修士論文／研究レポートに関わらず、ルーブリックに加えて、評語の決定に至った理由や改善点を述べた記述式の報告書も提出している。【資料 4-1-14】

国際経営学研究科については、修士論文の場合にのみ、ルーブリックに加えて記述式の報告書を提出することになっている。【資料 4-1-15】

博士後期課程は、「設置の趣旨」を原則としながら、詳細なルールや基準の策定を行い、所定のプロセスを経て進級を認定し、また、DP で定める「課程の修了要件」を厳正に適用し修了の認定を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】 国際関係学研究科（修士課程）ディプロマ・ポリシー

【資料 4-1-2】 国際関係学研究科（博士課程）ディプロマ・ポリシー

【資料 4-1-3】 国際経営学研究科ディプロマ・ポリシー

【資料 4-1-4】 国際大学学則第 30 条 (p.9) 【資料 F-3】 と同じ

【資料 4-1-5】 国際関係学研究科学修目標達成度評価ツール（ルーブリック）[英語]

【資料 4-1-6】 国際経営学研究科学修目標達成度評価ツール（ルーブリック）[英語]

【資料 4-1-7】 国際関係学研究科・学生便覧(Curriculum Handbook) (1 年制 p.1, p.10)
(2 年制 p.1, pp.19-20) [英語] 【資料 F-5-1】 と同じ

【資料 4-1-8】 国際経営学研究科・学生便覧(Student Handbook)
(pp.17-18, pp. 32-33, etc.) [英語] 【資料 F-5-2】 と同じ

【資料 4-1-9】 学位論文／研究レポート評価基準

【資料 4-1-10】 単位互換換算表 [英語]

【資料 4-1-11】 設置の趣旨等を記載した書類（設置の趣旨）(pp.7-10)

【資料 4-1-12】 博士論文ガイドライン(PhD Dissertation Guideline) (pp.14-15) [英語]

【資料 4-1-13】 国際関係学研究科（博士後期課程）・学生便覧 (Curriculum Handbook)
(pp.1-2) [英語] 【資料 F-5-3】 と同じ

【資料 4-1-14】 国際関係学研究科修士論文／研究レポート審査報告書兼ルーブリック

[英語]

【資料 4-1-15】国際経営学研究科修士論文審査報告書兼ルーブリック及び研究レポート用ルーブリック [英語]

4-2. 教育課程及び教授方法

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-④ 教養教育の実施

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

「国際大学大学院の目的に関する規程」に定める研究科および教育課程毎の「教育研究上の目的」を踏まえて、カリキュラム・ポリシー（CP）を策定しホームページに掲載している。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の CP は、全学共通方針、修士課程共通方針、博士課程共通方針に加えて、学位毎の方針が示されており、学位毎に定められた DP と一貫性のある内容となっている。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【修士課程】

(1) 全学共通

本学は 3 学期制（1 学期は 10 週の授業期間（10 週を更に 8 週＋2 週に分け、それぞれをファースト・モジュール、セカンド・モジュールと呼んでいる）＋約 1 週の試験期間）を採用している。通常の 3 学期に加えて、本学の夏季休暇に当たる 7 月・8 月を春（特別）学期と捉え、主に 1 年制プログラム学生向けの授業科目を開講し、1 年間で 32 単位を修得できるよう、工夫している。

特定の学期に履修者が偏ることなく、多国籍な授業環境を継続的に確保するため、また在学期間を通じて学生の学修時間が偏らないようにするため、学生には学期ごとの履修単位数を平準化することを強く推奨している。ただし、学生の様々な活動状況に対応し履修計画に自由度を与えるため、1 学期あたりの履修単位数について下限は特別演習科目と語学科目を除いて 2 単位に設定し、上限は全ての科目を含めて 12 単位に設定し、学生便覧で周知している。

授業科目の履修区分を「指定必修科目」「選択必修科目」「自由選択科目」の 3 つに統一し、教育課程毎に各履修区分に置かれる授業科目を定め、体系的なカリキュラムを編成している。

すべての授業科目についてコースシラバスが作成され、履修登録の前に学生に公開される。コースシラバスは標準化されたフォーマットにより作成されており、オンラインでいつでも検索が可能となっている。

より広範囲な学際的見地と、多角的な視点を得た学生を養成するため、2年制修士プログラムに在籍する全ての学生に対し他研究科の授業科目から少なくとも2単位を修得することを修了要件としている。この仕組みの土台となるクロス・レジストレーション制度(国際関係学研究科と国際経営学研究科の授業科目を相互に履修し、自由選択科目として修了要件単位にカウントできる仕組み)を利用することで、学生は各自の関心やキャリアゴールに応じて他研究科の開講科目も含めた広範な授業科目から自身の履修計画を作成することが可能となっている。

DPに掲げた学修目標(学位毎に定めた修得すべき知識、スキル、学術的態度)と各授業科目との関連性を示すカリキュラムマップ(CM)を作成し、学内外に公表している。さらに、コースシラバスに学修目標と当該科目との関連性を記入する欄を追加し、学生がシラバスからもDPを意識できるようにしている。更に、CMから派生したカリキュラム・ツリー(CT)を作成し、学修目標とカリキュラムの間の整合性を可視化し、より体系的なカリキュラムを構築するための改善活動にも着手している。【資料4-2-4】【資料4-2-5】【資料4-2-6】

カリキュラムの定期的な見直しや授業科目一覧、各科目の内容や評価について議論する場として、研究科毎に研究科長と各プログラムのディレクター、教務担当職員を構成員とするカリキュラム委員会を置き、毎月会議を行っている。ここで話し合われた結果は必要に応じて教授会に諮り、教育課程レベルで改善活動を行っている。

各研究科及び言語教育センターが提供するカリキュラムに関する事項について、各部門の裁量を認めつつも、教学面で全学的な審議が必要であると学長が判断する事項がある場合は、学長を委員長とする大学カリキュラム委員会において検討する教学マネジメント体制が整備されている。この委員会は、両研究科の研究科長、各プログラムのディレクター、及び言語教育研究センター長を構成員とし、教務担当職員が事務を司り、教学に関する全学的な方針等を決定している。

(2) 国際関係学研究科・国際関係学専攻修士課程

国際関係学研究科・国際関係学専攻修士課程では、以下の4つのプログラムを提供し、CPに沿って学位毎に教育課程が編成されている。教育課程毎にそれぞれの履修区分における指定科目と必要単位数が定められ、修了に必要な履修要件の詳細を学生便覧に明記している。【資料4-2-7】

図表 4-2-1 国際関係学研究科修士課程プログラム名

プログラム名	学位名
国際関係学プログラム	修士（国際関係学） 修士（政治学）
国際開発学プログラム	修士（国際開発学） 修士（経済学）
公共経営・政策分析プログラム	修士（公共経営学） 修士（公共政策学）
国際公共政策プログラム	修士（国際公共政策）

(3) 国際経営学専攻修士課程

国際経営学研究科・国際経営学専攻修士課程では、以下の 4 つのプログラムを提供し、CP に沿って学位毎に教育課程が編成されている。教育課程毎にそれぞれの履修区分における指定科目と必要単位数が定められ、修了に必要な履修要件の詳細を学生便覧に明記している。【資料 4-2-8】

図表 4-2-2 国際経営学研究科修士課程プログラム名

プログラム名	学位名
MBA プログラム	修士（経営学）
MBA1 年制プログラム	修士（経営学）
デジタルトランスフォーメーションプログラム	修士（デジタル経営学）
国際社会起業家プログラム	修士（社会起業経営学）

(4) 日本・グローバル開発学プログラム

日本・グローバル開発学プログラムは、国際関係学研究科・修士課程と国際経営学研究科・修士課程の共同プログラムとして設置された国際人材育成プログラムで、学生は入学前に以下の 5 つの学位から一つを選択し、入学後は学位毎に編成された独自の教育課程に沿って学修を行う。教育課程毎にそれぞれの履修区分における指定科目と必要単位数が定められ、修了に必要な履修要件の詳細を学生便覧に明記している。

- ・ 修士（国際関係学）
- ・ 修士（国際開発学）
- ・ 修士（経済学）
- ・ 修士（公共経営学）
- ・ 修士（経営学）

修士（国際関係学）、修士（国際開発学）、修士（経済学）、修士（公共経営学）を選択した学生は、国際関係学研究科所属となり、修士（経営学）を選択した学生は国際経営学研究科所属となる。

<国際関係学研究科・国際関係学専攻博士後期課程>

博士後期課程では、CPに沿って、既存の修士課程（国際開発学プログラム、公共経営・政策分析プログラム、国際関係学プログラム）の専門性を更に深化させた3つのクラスターを提供し、修了に必要な履修要件と教育研究体制の詳細を学生便覧に明記している。【資料 4-2-9】

図表 4-2-3 国際関係学研究科博士後期課程クラスター名

クラスター名	学位名
国際関係学クラスター	博士（国際関係学）
経済学クラスター	博士（経済学）
公共経営学クラスター	博士（公共経営学）

以上の通り本学はCPに沿った教育課程の体系的編成を適切に実施している。

4-2-④ 教養教育の実施

該当しない

4-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学は小規模な大学院大学であり、収容定員に対する教員1人当たりの学生数の比率は約1:11で教員と学生間の距離が近く、特に選択科目では総じて、小規模でインタラクティブな学修環境を提供している。本学は、学生を小グループに分けて、課題やプロジェクト、プレゼンテーション等を実施させるアクティブ・ラーニングの教育法を取り入れ、学生1人ひとりの授業への積極的参与を促進させている。必修科目等、受講者数の多い授業科目については、クラスを2つに分けて授業を実施する方策がとられており、学生が発言しやすく、教員も各学生に目配りしやすい授業環境が提供されている。必修科目や受講者数の多い選択科目ではTA (Teaching Assistant) を採用し、授業内容の補足を行うTAセッションが毎週行われ、学生の習熟度向上に貢献している。更に、習熟度が低く特に個別指導が必要な学生については、チューターも割り当てている。

また組織的かつ継続的に教育内容及び教育技法の改善を行い効果的な教育活動の実践を支援・促進するために、ファカルティ・デベロップメント委員会規程を制定し、ファカルティ・デベロップメント委員会及びその分科会が年間活動計画を策定し、FD (Faculty Development) 活動を実行している。主なFD活動として、年に数回FDセミナーを開催している。セミナーの内容として、近年では、教授方法の改善に関するもの、論文指導のやり方など、教育内容・方法等の改善に資するテーマを設定し開催している。【資料 4-2-10】

【資料 4-2-11】

<国際関係学研究科>

国際関係学研究科・国際関係学専攻修士課程では、CPを踏まえた教育活動を行う中で、学生の学修成果を高めるために以下の教授法を取り入れている。

1. 学生達が様々な意見を聞く中で多様な価値観と視点を認識し、個々の視野を広げ、

紛争、テロ、貧困、経済社会成長、環境問題など国際的地球規模的諸事象の理解力と分析・政策立案能力を高められるよう、多くの授業科目において多国籍かつ多文化で構成されるメンバーによるディスカッションを多く取り入れている。

2. 授業に対する積極的な取り組みを学生に求めるため、外交交渉のロールプレイを取り入れたり、クラス発表において学生にコメンテーターを務めさせたりしている。
3. 数量系の科目では、コンピュータソフトウェアを使用したデータ分析やモデリング、シミュレーションについて学ぶ実務的な内容を提供。マシン・ラーニングを取り入れた授業も一部で行われている。
4. 各分野最先端の経済学者によるワーキングペーパー（未公刊論文）を題材に、優れた点だけでなく改善の余地がある点も含め、論文査読者の立場にたって模擬審査レポートを執筆することで、より広くて深い研究視点を学生に身に付けさせている。
5. 教育活動の一環として、公共事業団体や中央政府・地方自治体、国会議事堂や防衛施設の視察や現地実習を通じ、座学により学び得た専門性に加え実践的な能力の向上を図るとともに、社会が抱える諸問題について関心を高める機会を提供している。
6. 外部講師（実務家や他大学教員）による講演会を授業内外で数多く実施し、各分野の第一線で活躍する実務家や研究者と学生との接点の場を提供している。

教授方法や教育内容の改善に活用するため、学生による授業評価を毎学期末に全ての科目において実施している。評価結果は当該授業科目の担当教員に通知される他、全ての学生及び教員の閲覧に供している。また、学生による授業評価結果は教員の評価にも活用されている。その他の教育内容・教授方法改善に向けた手段として、教学事項に係る学生の委員会（IRC : International Relations Council）が組織されている。IRC は、国際関係学研究科の教育内容全般に関して学生の要望を集約し、研究科長と意見交換を行うなどの活動を行っている。また、IRC 主催で行われる Happy Hour というイベントでは、特に貢献度の高い TA に対し評価・表彰する取り組みを行っており、TA を務める学生のモチベーションを上げる役割を果たしている。また、Happy Hour は研究科教員と学生との教室外の自由な意見交流の場としても機能している。

博士後期課程の授業科目では少人数制の授業を実施し、一人ひとりにきめ細やかな指導を行っている。論文指導については、入学時点で主指導教員 1 名及び副指導教員 2 名が決定しており、この 3 名をもって博士論文指導委員会を構成し、早い段階から、学生の指導体制を整えている。主指導教員に加えて副指導教員を 2 名置くことは学生が博士論文執筆にかかる研究活動を行う上で、学際的視点や多様な方法論の助言を得ることを可能としている。

<国際経営学研究科>

国際経営学研究科では CP を踏まえた教育活動を行う中で、学生の学修成果を高めるために以下の教授法を取り入れている。

1. 研究科設置当初の教育課程編成、運営において支援を受けた米国ダートマス大学、エイモス・タック・スクールの MBA プログラムの教育内容・方法を基礎として受け継ぎ、米国の MBA プログラムで標準とされる教育内容、方法を採用。講義に加え

てケース・ディスカッション、プレゼンテーション、グループワークなど、実践的教育手法を複合的に組み合わせた、双方向の教授法を取り入れることにより現実的な課題に対する学生の分析能力と問題解決能力を育成している。

2. 多くの授業科目において多国籍かつ多文化で構成されるメンバーによるグループワークを実施。教室の内外でメンバー同士が議論し合い、その内容をもとに更に教員と学生がディスカッションを行う、アクティブ・ラーニングの教育法を国際的な教育環境の中で実践している。
3. 実務家を中心とした外部講師による講演・セミナーを授業内外で開催することにより、ビジネスの第一線で活躍する企業家と学生との接点の場を提供している。
4. 企業が直面する現実的課題への応用力の向上及び、社会的責任を認識したリーダーを養成するという観点から、「企業の社会的責任（CSR）論」や「リーダーシップ」「環境政策と災害管理」など、社会性や環境などの公共性を意識した授業科目を提供している。
5. 教育活動の一環として、企業訪問や工場製造ラインの見学等を通じ、座学により学び得た専門性に加え実践的な能力の向上を図っている。地元自治体や地元企業等との交流を通じて、地域社会が抱える諸問題について関心を高め、職業人としての社会貢献の意識を高める機会を提供している。

同科では、ビジネススクールの世界的認証機関である AACSB (The Association to Advance Collegiate Schools of Business) の認証を取得しており、AACSB の認定校となつて以降は認証を維持するために教育課程の編成、教授方法の改善を継続的に行っている。

AACSB の認証に欠かせない活動として、AOL (Assurance of Learning) (学びの質保証) を実行している。AOL とは、学生の学びの質を改善するための PDCA 活動で、DP に明記された学修目標と指定必修科目の関係性を AACSB 用の CM に示し、更にコースシラバスに学修目標に対する到達度を確認するための評価基準・方法を明記し、科目終了後に学生の学修到達度を数値化。学修目標ごとに定めた評価基準に照らし合わせて学修到達度を把握し、その到達度を継続的にモニターすることで授業科目の改善状況を管理するものである。【資料 4-2-12】【資料 4-2-13】

AOL で定めた学修目標は国際経営学研究科の DP に反映されている。

また、教授方法や教育内容の改善に活用するため、中間と期末に学生による授業評価を実施している。中間に行われたコース評価は、直ちに教員にフィードバックされ、後半の授業内容・教授法の改善に役立てられている。期末のコース評価は次年度に向けた改善のために各教員が活用する他、教員間で共有・レビューしている。全ての科目の評価ポイントは学生及び教員の閲覧に供している他、教員の評価にも活用されている。学生の授業評価に加えて、教員間の授業評価システムも構築されている。【資料 4-2-14】

優れた授業評価を受けた教員に対する表彰も、毎年行っている。その他の教育内容・教授方法改善に向けた手段として、教学事項に係る学生の委員会 (IMC : International Management Council) が組織されている。IMC は、国際経営学研究科の教育内容全般に関して学生の要望を集約し、研究科長と意見交換を行うなどの活動を行っている。また、IMC 主催で各学期 1 回行われる集会 (Dean's Hour) は、学生から寄せられた様々な要望

や質問に対し、研究科長が直接回答し、学生と教員間の意見交換の場として機能している。

全学修士課程の共通事項として、受講者数の多い授業科目については、クラスを2つに分けて授業を実施する方策がとられており、学生が発言しやすく、教員も各学生に目配りしやすい授業環境が提供されている。必修科目や受講者数の多い選択科目では TA を採用し、授業内容の補足を行う TA セッションが毎週行われ、学生の習熟度向上に貢献している。更に、習熟度が低く特に個別指導が必要な学生については、チューターも割り当てている。

また組織的かつ継続的に教育内容及び教育技法の改善を行い効果的な教育活動の実践を支援・促進するために、ファカルティ・デベロップメント (FD) 委員会規程を制定し、FD 委員会及びその分科会が年間活動計画を策定し、FD 活動を実行している。FD の主な活動として、年に数回 FD セミナーを開催している。セミナーの内容として、近年では、教授方法の改善に関するもの、論文指導のやり方など、教育内容・方法等の改善に資するテーマを設定し開催している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 4-2-1】 国際関係学研究科修士 (全学位分) カリキュラム・ポリシー
- 【資料 4-2-2】 国際経営学研究科修士 (全学位分) カリキュラム・ポリシー
- 【資料 4-2-3】 国際関係学研究科博士 (全学位分) カリキュラム・ポリシー
- 【資料 4-2-4】 学位毎のカリキュラム・マップ [英語]
- 【資料 4-2-5】 コースシラバス様式 [英語]
- 【資料 4-2-6】 学位毎のカリキュラム・ツリー [英語]
- 【資料 4-2-7】 国際関係学研究科 学生便覧 (Curriculum Handbook) (1 年制 p. 4)
(2 年制 pp.5-13) [英語] 【資料 F-5-1】 と同じ
- 【資料 4-2-8】 国際経営学研究科・学生便覧 (Student Handbook)
(pp.35-36, p.43, p.48, p.53, p.59) [英語] 【資料 F-5-2】 と同じ
- 【資料 4-2-9】 国際関係学研究科 (博士後期課程)・学生便覧(Curriculum Handbook)
(pp.1-2) [英語] 【資料 F-5-3】 と同じ
- 【資料 4-2-10】 国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程
- 【資料 4-2-11】 2025 / 2026 Faculty Development Activity Plan [英語]
- 【資料 4-2-12】 国際経営学研究科のカリキュラム・マップ (AACSB 用) [英語]
- 【資料 4-2-13】 国際経営学研究科・教育学修目標ごとに定めた評価基準 (AACSB 用)
[英語]
- 【資料 4-2-14】 国際経営学研究科の授業評価システム(Criteria and Evaluation Process
for Continuous Improvements of Teaching Performance) [英語]

4-3. 学修成果の把握・評価

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

DP の中で学位毎に定めた学修目標（修了時に身に付けているべき、「知識」「スキル」「学術的態度」）に対する学修成果は、本学のアセスメント・ポリシーにおいて定めた各種調査等を実施することで把握・評価している。学生の学修成果は「科目レベル」、「教育課程レベル」、「機関レベル」に分けて把握・評価・改善を行うことが本学の「内部質保証方針」に明記されており、「国際大学の内部質保証に関わる PDCA サイクル」に示す PDCA の運用が始まっている。【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】【資料 4-3-3】

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価結果はレポートにまとめられ、科目レベルでは科目の担当教員に、教育課程レベルでは、各研究科カリキュラム委員会に、機関レベルでは大学カリキュラム委員会に提出され、各レベルで点検・評価及び改善に向けた検討が行われている。本学では 3 ポリシーの中でも特に関わりの深い DP-CP の一貫性を、学修成果を把握・評価することで実質化するよう努めている。

これまで、学修目標達成度については、修了間際の学生に対して実施している修了時サーベイで調査してきたが、令和 5（2023）年度より、同サーベイに加えて、入学時、2 年次進級時にも学修目標達成度調査を行うこととし、在学中の 3 時点で学修成果を確認し、達成度の変化を把握・評価できるようにした。（1 年制プログラムについては、入学時、修了時の 2 時点で調査を行う。）調査結果は、学位毎、学年毎のグループに分けて集計され、大学カリキュラム委員会に提出され、把握・評価される。その後、各研究科カリキュラム委員会は、学修目標の達成に各学位プログラムのカリキュラムが適切であるかどうか把握・評価し、改善の必要性が認められる場合は、カリキュラム改善や学修目標の再設定を行うなどの対策を講じる。また、上述の調査結果は、グループ集計の他、学修目標達成度個人レポートとしてもまとめられ、個人レポートは学生の個別指導に活用されるよう、指導教員に配布される。

上述のとおり入学から修了までの学修目標達成度の変化を経年でモニターすることで、本学の教育成果を可視化し、改善活動につなげる PDCA サイクルが構築されている。また各科目に対して行われている学生による授業評価アンケートや、修了時に行われる研究指導アンケートの結果は、各担当教員に報告され、各自の教授法／研究指導法の改善に活用されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 アセスメント・ポリシー【資料 2-2-6】と同じ

【資料 4-3-2】 国際大学内部質保証方針【資料 2-1-4】と同じ

【資料 4-3-3】 国際大学の内部質保証に関わる PDCA サイクル【資料 2-1-6】と同じ

[基準 4 の自己評価]

本学は大学の使命・目的及び各研究科の教育研究上の目的を踏まえて DP を策定しており、DP を踏まえた単位認定、修了認定が行われている。また、DP で定めた学位ごとの学修目標の達成に適した授業科目・カリキュラムを提供するため、DP との一貫性が確保された CP を定め周知している。アセスメント・ポリシー、並びに「内部質保証方針」及びその体制図と PDCA サイクルが整備され、学修成果の点検・評価活動が令和 5（2023）年度より実質的にスタートした。アセスメント・ポリシーで定めた各種調査から得られたデータを点検・評価し、改善に繋げる PDCA 体制を推進し、DP-CP の一貫性と学生の学修成果を向上するための取組が行われていることから、本学は基準 4 の要件を満たしていると自己評価する。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学は、学長が全所属教職員を統括し、大学校務の総責任者として適切且つ効果的に大学運営を遂行することを補佐するため、役職として、副学長及び各教育研究組織に部門長を置くこと、運営組織として「運営委員会」と「教授会」を置くことを学則で定めている。

【資料 5-1-1】

また、大学事務局を調整・統括する事務局長を置くこと、学長の日々の業務をサポートし、学長の戦略的事項の調査・分析・立案・推進に関する特命事項を遂行するため、学長戦略室を置くことを「学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程」で定めている。【資料

5-1-2】

学長は諮問機関である、運営委員会や教授会を介して、教職員の意見を汲み取り、大学の意思決定を行い、適切なリーダーシップのもと大学運営を行っている。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

学則第 1 条で定めた「目的」の達成に向け、本学は学長のリーダーシップのもと、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学・大学運営体制を構築している。

1) 学長・副学長および各部門長の責任と権限

本学学則第 64 条に「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と規定している。学則第 65 条では副学長について「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定め、学長を補佐するため、本学では常時副学長を置いている。現副学長は、学長の指示のもと、地域連携推進センター長を兼務し、地域関係者との協議・調整を担うとともに、大学運営における「渉外」部門の担当をしている。学則第 66 条において、教育研究組織の各部門長は所管する部門の校務をつかさどることが明記されており、教学マネジメント体制の中で重要な役割を担っている。なお、各教育研究組織（言語教育研究センター、松下図書・情報センター、国際大学研究所、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター）の詳細は、それぞれの規程において定めている。

2) 運営組織

学則第 77 条第 1 項において、学長を補佐するため運営委員会をおくことを定め、同第 2 項において、学長が大学運営を遂行する上で必要と認める事項について、運営委員会が企画立案及び学内調整を行うことを明記している。

教授会の審議事項について定める学則第 79 条において、教授会は、学長が学生の入学、

修了、学位の授与の他、教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、学長に意見を述べ、また、学長が教授会の意見を聴く必要があるものとして定める事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べるものとするのが規定されている。なお、運営委員会と教授会については、「国際大学運営委員会規程」、「国際大学大学院研究科教授会規程」「国際関係学研究科博士後期課程委員会規程」においてそれぞれの会議体に関する詳細を定めている。【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】

3) 事務組織

学則第 74 条第 2 項に基づき定められた「学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程」において、各事務組織の役割と事務分掌、及び、事務職員の役割が明記されており、適切な人員配置のもと、事務体制を構築している。同規程第 11 条において、事務局長は「学長の命を受けて、大学事務局の職員を指揮監督し、大学事務局を調整・統括する」と定めている。また、大学事務局内では、学長戦略室と教務事務室を中心に、教育研究活動を支えるための連携体制が整えられている。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

5-1-②で述べた通り、教学および大学運営に関わる教職員の配置と役割について、学則および整備された諸規程によって明確に定められており、これらに基づき組織的な大学運営が行われている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 国際大学学則第 64 条—第 66 条 (p.16)、第 74 条・第 77 条 (p.17)、第 78 条—第 79 条 (p.18) 【資料 F-3】と同じ

【資料 5-1-2】 学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程

【資料 5-1-3】 国際大学運営委員会規程

【資料 5-1-4】 国際大学大学院研究科教授会規程

【資料 5-1-5】 国際関係学研究科博士後期課程委員会規程

5-2. 教員の配置

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

【教員の確保と配置】

本学の教育研究組織別の教員の配置状況は以下のとおりである。

図表 5-2-1 教育研究組織別教員数（令和 7（2025）年 5 月 1 日現在）

大学院研究科 付属研究所等	入学 定員	収容定 員	専任教員数				設置基準上 収容定員から 必要な研究 指導教員数	設置基準上専 攻ごとに不可 欠な研究指導 教員数*	設置基準上専攻 ごとに不可欠な 研究指導教員数 及び研究指導補 助教員数合計*	研究指導教 員数及び研究 指導補助 教員数合計	研究指導教 員数	研究指 導補助 教員数
			教授	准教授	講師	計						
国際関係学研究科（修士） <内外国人数>	110	220	10 <3>	6 (2) <5 (2)>	6 (3) <5 (3)>	22 (5) <13 (5)>	11	8	18	22 (5) <13 (5)>	22 (5) <13 (5)>	0
国際関係学研究科（博士） <内外国人数>	5	15	7 <3>	6 (2) <5 (2)>	2 (2) <2 (1)>	15 (3) <10 (3)>	1	5	9	15 (3) <10 (3)>	15 (3) <10 (3)>	0
国際経営学研究科 <内外国人数>	75	150	6 (1) <3 (1)>	6 (2) <4 (2)>	1 <1>	13 (2) <8 (3)>	8	5	9	13 (2) <8 (3)>	13 (2) <8 (3)>	0
言語教育研究センター <内外国人数>			2 <1>	2 (1) <1>	3 (2) <1>	7 (3) <3>						
グローバル・コミュニケー ション・センター			1	2	1	4						
			19 (1) <7 (1)>	16 (5) <10 (4)>	11 (5) <7 (3)>	46 (10) <24 (8)>						

（ ）内の数字は女性教員数で内数、<>内の数は外国人数で内数
国際関係学研究科（博士）の全教員は、同研究科修士課程の教員を兼ねる

*「設置基準上専攻ごとに不可欠な研究指導教員数」と「設置基準上専攻ごとに不可欠な研究指導教員数及び研究指導補助教員数合計」について、国際関係学研究科（修士課程）については、設置基準（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）に依らず、昭和 55（1980）年 12 月 19 日大学設置審議会大学設置分科会決定による本学の設置認可時の教員審査において示された方針に従い、研究指導教員 8 名以上、研究指導教員と研究指導補助教員の合計 18 名以上を必要不可欠な教員数としている。なお、この人数は国際関係学研究科・国際関係学専攻（修士課程）の教育内容が複数の分野にわたっていることにかんがみ設定されたものである。

本学は、設立の趣旨と特色を定めた「国際大学大学院のあり方」に示すとおり国際的受容度の高い有為の人材を育成する観点から、すべての授業（日本語の語学科目を除く）を英語で行っている。広く内外から優れた教授陣を求めて国際的に構成するという原則に則り、全世界に対する公募によって教員を採用していることから、教授陣の半数は外国籍（11カ国）である。また、研究科に所属する教員の約 95%が博士号を取得しており、内 75%は海外の有名大学出身者である。専門分野において教育研究業績があり、かつ高度な英語能力を有している本学の専任教員は、採用時の段階から研究指導教員としての資格を十分に満たしており、大学院設置基準で定める収容定員に必要な研究指導教員数及び専攻ごと

に不可欠な研究指導教員数の両方の数を満たしている。また、教授の数についても、国際関係学研究科（修士）で必要な 8 名、国際関係学研究科（博士）で必要な 4 名、国際経営学研究科で必要な 6 名を全て満たしている。

専任教員の平均年齢は 52 歳とやや高くなっているが、30 代から 70 代まで幅広い年齢層で構成されている。国籍は多様性に富み、女性教員の雇用も促進され数を増やしてきており、年齢、国籍、性別のダイバーシティ環境が形成されている。また、高度な実務能力を育成するため、実務家教員を各研究科に配置している。

【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】

各教育研究組織及び各教育課程における教員配置については、以下のとおりである。

<国際関係学研究科・修士課程>

22 名の専任教員（研究指導教員）を 3 つの教育プログラムに配分し、各カリキュラムに必要な授業科目の提供と学生の修士論文または、特定の課題についての研究の成果（「研究レポート」）執筆のために必要な研究指導を適切に行っている。

<国際関係学研究科・博士後期課程>

15 名の専任教員（研究指導教員）は全て修士課程の研究指導教員を兼ねている。15 名を 3 つのクラスターに配分し、クラスターごとに定めた指定必修科目の提供と、博士論文執筆のために必要な研究指導を適切に行っている。修士課程と博士課程の研究指導を両立させるため、指導学生数の配分にも配慮している。【資料 5-2-4】

<国際経営学研究科>

13 名の専任教員（研究指導教員）は本学の MBA 教育における 4 つの専門分野、すなわち「マネジメント」「ファイナンス」「マーケティング」「デジタル技術とオペレーション」の 4 分野に各 2 人以上配置され、分野ごとに必要な授業科目を提供し、修士論文または、特定の課題についての研究の成果（「研究レポート」）の執筆のために必要な研究指導を適切に行っている。

<言語教育研究センター>

大学院の教育課程において開講される英語科目、日本語科目は、言語教育研究センター所属の教員が担当している。同センター内には、英語プログラムと日本語プログラムがあり、英語プログラム 3 人、日本語プログラム 4 人の専任教員が配置されている。

英語プログラム所属の教員は、英語を母国語としない学生が英語による論文を書き上げるに必要な語学能力を修得するための授業を提供するため、高度で専門的な英語力と指導力を有する教員を採用している。また日本語プログラム所属の教員は、留学生の日本語レベルに応じて初級から上級までの科目を提供できるよう配置している。

<国際大学研究所>

研究所では、両研究科の専任教員が兼担所員として研究活動に従事しているため、専任教員は配置していない。

＜国際大学グローバル・コミュニケーション・センター＞

東京六本木にある、本学の東京事務所内に位置しており、4人の専任教員（研究員）が所属し、社会科学系の先端研究所として、企業・官公庁からの受託研究や、会員との共同研究に従事している。

【教員の採用・昇任等】

本学の教育研究組織ごとの教員の採用・昇任等については、規程に定められた方針・手続き、基準等に基づき、適切に運用している。

【採用・昇任・テニユア付与の手続き】

採用・昇任・テニユア付与の手続きは、「国際大学教員採用・昇任及びテニユア付与人事手続規程」に基づいて行われる。採用・昇任・テニユア付与の人事案件は、学長、研究科長、事務局長により構成される大学人事委員会において、全学的見地から協議を行う。

【資料 5-2-5】 【資料 5-2-6】

大学人事委員会の協議・合意を経た人事案件は、教員の所属に応じて、各研究科または言語教育研究センターが規程に基づき人事手続きを行う。採用案件の場合は、各部門において、公募による教員募集を行い、申込者の中から候補者を決定する。専任教員の昇任・テニユア付与の人事案件、及び、新規採用案件で候補者が選定された人事案件については、各教授会が審査のため人事委員会を構成する。人事委員会は、「国際大学教員資格評価基準」に基づき候補者の資格を評価し、評価結果を教授会に提出する。教授会の審議・票決を経て可決された人事案件は、運営委員会の議を経て、学長が大学として判断を行う。学長が判断した人事案件の内、テニユア付与については、学長が最終決定する。昇任人事案件に関しては常任理事会に、採用人事案件に関しては、理事会にそれぞれ提出され、所定の手続きを経て最終的な決定がなされる。**【資料 5-2-7】 【資料 5-2-8】**

【テニユア制度】

本学では、「専任教員テニユア制度に関する規程」を制定し、平成 26（2014）年 4 月よりテニユア制度を導入している。教員はテニユア制、またはノンテニユア制の何れかの雇用形態のもと採用される。テニユア制により採用される教員は、採用時は有期雇用契約により採用され、一定期間内に上述のテニユア付与審査を受け、テニユアへの移行が可能であり、それらの教員をテニユアトラック教員と呼ぶ。一方、ノンテニユア制で採用される教員にテニユアが付与されることはない。研究科専任教員の場合、テニユアトラックによる初回雇用契約は 3 年とし、原則として採用後 2 年 6 カ月経過後に 1 回目のテニユア審査を行う。そこでテニユアを取得できなかった場合は、更に 2 年契約の有期雇用契約となり、採用後 4 年 6 カ月経過後に 2 回目のテニユア審査を行う。2 回目のテニユア審査でもなおテニユアを取得できなかった場合は、さらに採用後 6 年 6 ヶ月経過後に 3 回目のテニユア審査を受けることができる。3 回目のテニユア審査でテニユアを取得できなかった場合はテニユアトラック教員としての資格を失い、雇用は終了する。言語教育研究センター所属の語学教員の場合、採用時の契約期間は 2 年で、2 年後に契約更新の審査を受け、再度 2

年の雇用契約を結ぶ。採用から3年6か月経過後に1回目のテニユア審査を行い、テニユアを取得できなかった場合、5年6か月経過後に2回目の審査を行う。2回目でテニユアが取得できなかった場合は、テニユアトラック教員としての資格を失い、雇用は終了する。

テニユア審査は、「国際大学専任教員テニユア制度に関する規程」により行われており、教育研究能力、大学への貢献、将来性及び人物等について総合的な評価を行う。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 専任教員一覧（所属別）

【資料 5-2-2】 専任教員一覧（年齢別）

【資料 5-2-3】 専任教員一覧（国籍別）

【資料 5-2-4】 国際関係学研究科博士後期課程教員組織一覧

【資料 5-2-5】 国際大学教員採用・昇任及びテニユア付与人事手続規程

【資料 5-2-6】 国際大学大学人事委員会規程

【資料 5-2-7】 国際大学教員資格評価基準

【資料 5-2-8】 国際大学専任教員テニユア制度に関する規程

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教育内容及び教育技法の改善を組織的かつ計画的に行い、効果的な教育活動の実践を支援・促進することを目的として、ファカルティ・デベロップメント（FD）委員会規程を制定している。本学のFD活動は、FD委員会及びその分科会が作成する「Faculty Development Activity Plan」と題した年間活動計画に基づいて実施されており、同計画の中で年次目標及び実施内容を定め、計画的に運営している。【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】

FD活動の中心的な取組はFDセミナーの開催であり、年に数回実施している。近年は、授業評価の高い教員による効果的な教授法や、研究指導評価の高い教員による研究指導方法など、教育内容及び教育方法等の改善に資するテーマを設定してセミナーを開催している。セミナーでは、登壇者による発表に加え、参加者間で意見交換や事例紹介が行われており、教員同士が教育実践に関する経験や知見を共有する貴重な機会となっている。これらの取組みを通じて、本学教員の教育技法の更なる向上に寄与している。

また、各セミナー終了後にはアンケートを実施し、参加者からセミナー内容や運営方法に関する意見を収集している。集約したアンケート結果はFD委員会及び分科会に報告され、次回以降のセミナーの内容や実施方法の改善に向けた検討に活用されている。

また、令和6（2024）年度からはFD・SD合同セミナーを開催している。第1回セミナーでは、本学カウンセラーを講師として、学生の身体的及び精神的ケアをテーマとした2

部構成のセミナーを実施した。第 1 部では、「教育現場における安全確保に関する注意義務」をテーマに掲げ、学生の生命及び身体の安全を確保し、危害を未然に防止することの重要性について理解を深めることを目的として実施し、教育活動に携わる教職員が果たすべき責任を再確認する機会となった。

第 2 部では、「特別なニーズを持つ個人に対する合理的配慮の理解」をテーマとし、障害のある学生への配慮に関する新たな法制度及び本学において改定された方針について理解を深めるとともに、学生にとって支援的な学修環境を整備することを目的として実施した。発達障害やメンタルヘルス上の課題を扱ったケーススタディを用い、参加した教職員がグループディスカッションを行うことで、合理的配慮の考え方や具体的な対応について理解を深める機会となった。【資料 5-3-3】

さらに、令和 7 (2025) 年度には、教職員自身のメンタルケアを主題とした FD・SD セミナーを開催した。本セミナーでは、マインドフルネスに精通した本学教員が「集中力とレジリエンスを育むーグローバル大学におけるマインド・マネジメント」と題して講演を行い、マインドフルネスの実践を通じて、教職員が自身の精神的安定を主体的に維持・向上させることを目的とした内容となっている。セミナーでは、日常生活の中で各自が継続して取り組めるマインドフルネスの実践方法が紹介され、参加者が日常でも活用できる具体的な知見を得る機会となった。【資料 5-3-4】

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

平成 29 (2017) 年の大学/大学院設置基準改正による SD 義務化及び職員の資質・能力向上の重要性を踏まえ、本学では、職員への教育の強化を事業計画の主要課題に掲げ平成 29 (2017) 年 4 月に国際大学 SD 方針を定め、研修等を実施している。【資料 5-3-5】

内外の研修プログラムへの参加、学内集合研修、オンライン研修、本学授業科目への聴講参加、OJT、自己啓発支援等により、組織的に SD を実施している。

各年度の初めに前年度の活動をとりまとめて担当の総務室で見直しを行い、事務室長会議でレビューしたうえで当年度の活動を決定している。【資料 5-3-6】

主な研修領域と実施内容：

1) グローバル化対応・英語力向上研修：

夏期英語集中講座への職員の参加（平成 30 (2018) 年度より）、本学授業聴講、JAFSA（国際教育交流協議会）等外部研修派遣。

2) マネジメント・大学職員専門研修：

学内研修（本学教職員による研修、オンデマンド研修活用による職員研修）

3) 職場の健康・安全：

専任カウンセラー及び健康相談員によるワークショップ、外部講師によるハラスメント防止セミナー等。

4) FD/SD 共同セミナー

令和 6 (2024) 年度に FD/SD 合同セミナーを初めて実施した。学生のメンタルヘルスや障害学生対応について英語で開催し、教職員が英語で同じテーマで議論を交わす貴重な機会となった。

教員向けの研修は全て英語で行っているのに対し、職員向けは英語研修を除き主として日本語で行っているため、基本的に FD と SD のプログラムは別々に企画・実施されていたが、上述のとおり FD/SD 共同セミナーを初めて実施したところであり、教職協働の促進のため、FD/SD の共通実施や教職員連携による研修を企画していく。

また、令和 6（2024）年度に加入した日本私立大学協会の研修等にも積極的に派遣していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程【資料 4-2-10】と同じ

【資料 5-3-2】 2025/2026 Faculty Development Activity Plan [英語]【資料 4-2-11】と同じ

【資料 5-3-3】 FACULTY DEVELOPMENT REPORT AY 2024/2025 pp.9-13 [英語]

【資料 5-3-4】 The 3rd 2025/2026 Faculty Development Subcommittee (FDSC) Meeting Minutes [英語]

【資料 5-3-5】 国際大学スタッフ・デベロップメント方針

【資料 5-3-6】 2025 年度スタッフ・デベロップメント計画

5-4. 研究支援

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員に 24 時間利用可能な研究室を 1 人 1 部屋割り当て、24 時間研究活動を行える環境を整備している。これにより、各自の研究スタイルに合わせた活動を可能としている。

【資料 5-4-1】

個人研究費は専任教員に対し定額を支給し、研究業績等の評価により加算される。また、学会出席等の旅費を補助する研究助成制度もあり、本学研究者の活発な研究活動を支援している。【資料 5-4-2】

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「国際大学における研究費の適正管理に関する規程」、「国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程」に加え、令和 2（2020）年には「国際大学における人を対象とする研究倫理規程」を整備し運用している。【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】

これらの規程等に基づき研究不正防止計画を策定し、教員（及び博士課程学生）の受講

を必須とする e-ラーニングによる研究倫理教育研修を実施している。

令和 4（2022）年 4 月に立ち上げた研究費不正防止推進室のサポートにより、最高管理責任者（学長）が不正使用防止計画を策定し、コンプライアンス教育及び啓発活動を行っている。【資料 5-4-6】

5-4-③ 研究活動への資源の配分

「国際大学個人研究費取扱要領」「国際大学個人研究費交付基準」「国際大学学内助成金取扱要領（研究プロジェクト/学会出席）」により配分に関する規則を整備している。学内助成金では学会ホストや地域との連携に係る研究への助成を令和 4（2022）年度より新たに開始した。さらに、令和 6（2024）年度以降は、科研費申請を目的とする研究活動への支援、および一定期間研究活動から離れていた教員の再スタートを支援する学内研究助成制度を導入している。【資料 5-4-7】【資料 5-4-8】【資料 5-4-9】

また、科学研究費補助金等の外部研究費導入を支援するため、令和元（2019）年より "Grant Workshop" を開催している。同ワークショップでは、外国人研究者への申請支援や外部資金情報の共有を図っており、研究所長と事務組織を中心に支援体制の整備および改善を進めている。今後もこれらの取組を継続、発展させる。【資料 5-4-10】

RA の雇用事務は教員の雇用願申請に基づき行っている。

設備面では、研究室には必要な什器（机、椅子、キャビネット等）を整備し、研究環境の充実を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】 Office 配置図

【資料 5-4-2】 国際大学個人研究室利用及び管理運営要領

【資料 5-4-3】 国際大学における研究費の適正管理に関する規程

【資料 5-4-4】 国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程

【資料 5-4-5】 人を対象とする研究倫理規程

【資料 5-4-6】 国際大学研究活動不正防止推進体制・防止計画

【資料 5-4-7】 国際大学個人研究費取扱要領

【資料 5-4-8】 国際大学個人研究費交付基準

【資料 5-4-9】 国際大学学内助成金取扱要領（研究プロジェクト／学会出席）

【資料 5-4-10】 Grant Workshop 2025

【基準 5 の自己評価】

本学では、教学マネジメントを構成する各役職や運営組織、ならびにそれを支える事務組織の役割と位置づけを規程により明確に定めている。これに基づき、学長を中心とした教学マネジメント体制は適切に構築され、機能している。

また、大学院に必要な専任教員数は十分に確保されており、教育目的に即した適切な配置が行われている。教員の採用・昇任及びテニユア付与に関しても、「国際大学教員採用・昇任及びテニユア付与人事手続規程」をはじめとする関連諸規程が整備され、それらに基づいて適正な運用がなされている。国際的な構成を持つ優れた教員組織は、「国際大学大学

院のあり方」に示された本学の特色を十分に体現している。

今後、男女比や年齢構成の更なるバランスを考慮し、より良い教員組織を目指す余地はあるものの、教学マネジメントの機能性を確保し、教職員の適切な配置を行っている。また、国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程に基づく年間活動計画のもと、組織的かつ計画的に FD 活動を実施している。さらに、令和 6（2024）年度からは FD・SD セミナーを実施し、学生支援、障害学生に対する合理的配慮、教職員のメンタルケア等をテーマとして、教職員の資質向上及び支援体制の充実に教職協働で取り組んでいる。これらの取り組みを総合的に踏まえ、本学は基準 5 の要件を満たしていると自己評価する。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人国際大学寄附行為（以下「寄附行為」という）」第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、世界平和と繁栄に寄与する有為な人材の育成を目指し、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、誠実な法令遵守を明記している。【資料 6-1-1】

学校法人国際大学就業規則第 4 章に定める服務規律においても諸規程の遵守を定めるとともに、教職員の職場秩序の維持、人権及び人格の尊重を明記している。諸規程は、学校法人国際大学規程集として本学教職員用ホームページに掲載し構成員に周知している。研究者・研究活動の倫理については「研究者行動規範」をはじめ、諸規程・不正防止計画等を定め、研究コンプライアンスのウェブページにて集約し公表している。【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】

また、理事長直轄組織として内部監査室を設置し、内部監査業務とともに、公益通報、個人情報保護、研究活動不正の防止と不正対応などのコンプライアンス関連諸規程・諸制度における相談・苦情・通報等申し入れ窓口と定め、組織倫理の適切な運営を表明している。【資料 6-1-6】【資料 6-1-7】【資料 6-1-8】【資料 6-1-9】

加えて、学校法人国際大学ガバナンスコードを私立大学協会のコードに準拠して策定し、規律を保った運営の指針としている。【資料 6-1-10】

情報公開については、学校教育法施行規則や私立学校法などの法令等において必要とされている情報の他、教学マネジメント指針に示されている学修成果・教育成果の把握・可視化に資する情報として、次のような項目について、教育の質に関する客観的指標として情報公開ページに公開している：学修時間（週当たり授業外学修時間データ）、学修目標達成度、授業アンケート集計結果、身に着いた知識・能力、アンケート結果（修了生、学生派遣企業、学生採用企業等）【資料 6-1-11】【資料 6-1-12】

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、環境保全、人権の尊重及び学内外の安全確保を重要な責務と位置付け、組織的かつ継続的な取組を行っている。

環境保全の面では、広大なキャンパス緑地を有しており、計画的な維持・管理を行うことで、自然環境の保全と良好な教育研究環境の維持に努めている。これらの緑地は、地域環境への配慮のみならず、学生・教職員の学修・研究及び心身の健康に資するものとして活用されている。

人権への配慮については、学校法人国際大学就業規則第 4 章に定める服務規律において

諸規程の遵守を定めるとともに、教職員の職場秩序の維持、人権及び人格の尊重を明記している。また学校法人国際大学倫理委員会規程においては、すべての学生、教職員などの人格を尊重し、人権侵害を防止し、公正かつ安全な環境における教育、研究、勉学及び業務遂行を保障するとともに、人権啓発活動の推進及び人権侵害が発生した場合の救済等を行うことを目的として学校法人国際大学倫理委員会を設置している。学生向けの人権配慮啓蒙活動として Lumina Learning Workshop を実施している。これは国際大学という約 70 もの多国籍の環境に於いて、自身と異なる人種・文化・宗教・習慣をもつ人々との間で起こり得る衝突や困難を認識し、多様性を認め合い、お互いの人権を尊重することで諸問題の回避を共通認識としている。【資料 6-1-13】【資料 6-1-14】

安全については、教職員が不在となる平日の 17:00 から朝方の 8:30 まで、休日は終日について守衛を配置して学内の安全を図るとともに、各学生寮にエマージェンシーボタンを設置することで、外部のガードマンを呼べる体制を整えている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 6-1-1】 学校法人国際大学寄附行為【資料 F-1】と同じ
- 【資料 6-1-2】 学校法人国際大学就業規則
- 【資料 6-1-3】 学校法人国際大学規程集目次【資料 F-10-1】と同じ
- 【資料 6-1-4】 研究者行動規範
- 【資料 6-1-5】 国際大学研究コンプライアンス関連ウェブページ
- 【資料 6-1-6】 学校法人国際大学コンプライアンス規程
- 【資料 6-1-7】 学校法人国際大学個人情報の保護に関する規程
- 【資料 6-1-8】 国際大学における研究費の適正管理に関する規程【資料 5-4-3】と同じ
- 【資料 6-1-9】 国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程
【資料 5-4-4】と同じ
- 【資料 6-1-10】 学校法人国際大学ガバナンスコード
- 【資料 6-1-11】 国際大学情報公開ウェブページ【資料 1-1-2】と同じ
- 【資料 6-1-12】 国際大学情報公開規程
- 【資料 6-1-13】 学校法人国際大学倫理委員会規程
- 【資料 6-1-14】 Realising Invisible Diversity and Accepting Diverse Communication Styles –Lumina Spark Workshop [英語]

6-2. 理事会の機能

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、本法人の最高意思決定機関として寄附行為および「学校法人国際大学理事会、

常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程」に基づき権限・審議事項を明確に定めている。理事会と常任理事会の役割分担を整理し、意思決定の透明性と迅速性を確保している。また、理事は寄附行為に基づき評議員会において選任されており、評議員会による監督・牽制機能のもとで法人運営を行う体制となっている。さらに、学長の理事としての責務を明確化し、教学と経営の連携体制を整備している。【資料 6-2-1】

常任理事会は原則月 1 回（7 月、8 月、12 月を除く）開催し、重要事項を適時に審議している。理事会は年 9 回開催し、事業計画、予算・決算、規程改廃、人事案件等を審議・決定している。各会議は規程に基づき適切に招集・運営され、議事録を作成・保存するとともに、監事が出席し意見を述べる体制を確保している。【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】

評議員会は理事会と同時期に開催し、法令および寄附行為に基づく決議事項・報告事項を適切に付議している。令和 5（2023）年の私立学校法改正（令和 7（2025）年 4 月施行）に伴う評議員会の権限強化を踏まえ、理事会に対する監督・牽制機能が実質的に発揮される体制を整備し、法人運営の透明性と説明責任を高めている。【資料 6-2-4】

また、改正私立学校法に対応した寄附行為の改正を実施し、理事と評議員の兼任禁止への対応、評議員会決議事項の整理、役員の選任・解任手続の適正化等を進め、機関間の独立性と相互牽制機能の強化を図っている。

さらに、役員損害賠償責任保険への加入および外部理事との責任限定契約を締結し、役員が法令遵守のもと適切に職務を遂行できる体制を整備している。【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】

加えて、令和 4（2022）年 6 月にガバナンスコードを策定し、評議員会への諮問および理事会承認を経て制定した。同コードにより理事の役割、内部統制、情報公開、コンプライアンス体制を明確化している。【資料 6-2-7】

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

本学は、建学の精神に基づく使命であるグローバル・リーダーの育成および国際的教育の推進を実現するため、教育研究活動の高度化と国際競争力の向上に継続的に取り組んでいる。その成果として、平成 26（2014）年に私立大学 14 校に限定された「スーパーグローバル大学創成支援事業」に採択され、事業期間を通じて国際化戦略を着実に推進した。また、平成 30（2018）年には国内 4 校目となる AACSB 国際認証を取得し、令和 5（2023）年には厳格な審査を経て更新認証を受けており、本学の教育研究水準および内部質保証体制が国際的基準に適合していることが客観的に示されている。

「スーパーグローバル大学創成支援事業」は令和 5（2023）年度をもって終了したが、これまでに構築した国際教育基盤を持続的に発展させるため、自走化を前提とした財政運営および事業計画を策定し、安定的な運営体制へ移行している。

法人運営においては、学校法人国際大学寄附行為に基づき理事会を最高意思決定機関として位置づけ、「学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程」により、理事会の業務執行基準および常任理事会、理事長、代表業務執行理事、学長への委任事項を明確に定めている。これにより、迅速性と統制の両立を図りながら、使命・目的の達成に向けた意思決定を行っている。

さらに、平成 20（2008）年度に策定した中期 5 か年計画（経営改善計画）を基盤とし

て、計画的な事業推進を継続している。加えて、令和 9（2027）年度から令和 13（2031）年度までを計画期間とする次期中期 5 か年計画の策定を開始しており、中長期的視点に立った持続可能な発展戦略の構築に取り組んでいる。

また、令和 5（2023）年の私立学校法改正（令和 7（2025）年 4 月施行）を踏まえ、評議員会の権限強化および機関間の相互牽制機能の明確化に対応した体制整備を進めている。重要事項については評議員会の決議・意見聴取を適切に実施し、その意見を法人運営の改善に反映させることで、透明性および説明責任を高めている。

以上のとおり、本学は教育研究活動の質的向上と法人ガバナンスの強化を両輪として、使命・目的の達成に向けた継続的努力を組織的かつ計画的に推進している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】 学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程

【資料 6-2-2】 第 189 回理事会議事録

【資料 6-2-3】 第 190 回理事会議事録

【資料 6-2-4】 第 162 回評議員会議事録

【資料 6-2-5】 2026 年度役員賠償責任保険

【資料 6-2-6】 責任限定契約書

【資料 6-2-7】 学校法人国際大学ガバナンス・コード【資料 6-1-10】と同じ

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

本法人は、寄附行為に基づき理事会を最高意思決定機関として位置づけるとともに、評議員会との意思疎通および連携体制を整備し、法人運営における意思決定の円滑化を図っている。理事会及び常任理事会は、「学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程」に基づき、業務執行基準や理事長、代表業務執行理事、学長への委任事項を明確に定め、迅速かつ統制のとれた意思決定を可能にしている。【資料 6-3-1】

理事会と評議員会は原則同時期に開催し、法令及び寄附行為に基づく決議事項・報告事項を適切に整理した上で付議している。令和 5（2023）年の私立学校法改正（令和 7（2025）年 4 月施行）により評議員会の権限が強化されたことを踏まえ、理事会の意思決定過程に評議員会の意見が適切に反映される体制を整備している。これにより、両機関の役割分担を明確化しつつ、相互牽制と協働による透明性の高い法人運営を実現している。

さらに、理事会に提出される議案資料は事前に配付され、十分な審議時間を確保するとともに、議事録を適切に作成・保存している。学長・副学長の教学責任者が理事として参画することで、教育・研究現場の状況や課題が意思決定に反映される仕組みを確立してい

る。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能性

令和 7（2025）年 4 月施行の改正私立学校法に基づく寄附行為改正により、評議員は評議員会にて選任することとされ、令和 7（2025）年 6 月の定時評議員会において全評議員が選任されている。構成と資格は私立学校法を遵守している。年齢、性別等に著しい偏りが無いように人選している（例：女性は 14 名中 5 名（35.7%））。本学では評議員会を理事選任機関とし、その点で理事会に対する最大のチェックを果たしている。令和 7（2025）年 6 月の定時評議員会において全理事を改選したところである。このほか、大幅な改正が行われた寄附行為の下、評議員会の運営は、理事会における評議員会議案作成、通知の期限、新たな審議事項や権限等に留意しながら適切に行っている。【資料 6-3-2】

監事についても改正寄附行為に基づき、令和 7（2025）年 6 月の定時評議員会において資格要件を満たす監事を適切に選任している。

監事は、会計監査や業務監査・教学監査などの監査業務の他、内部統制システムの重要な要素として理事及び理事会に対するチェック機能を担っている。理事会・評議員会に加え、毎月業務執行理事等を構成員として行われる常任理事会にも出席している。また、授業の視察や教授会への陪席により、学長が司る教育研究活動に対する教学監査を行っている。【資料 6-3-3】【資料 6-3-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】 学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程【資料 6-2-1】と同じ

【資料 6-3-2】 第 162 回評議員会議事録【資料 6-2-4】と同じ

【資料 6-3-3】 学校法人国際大学監事監査等職務規程

【資料 6-3-4】 2025 年度 学校法人国際大学 監事監査計画

6-4. 財務基盤と収支

6-4-① 財務基盤の確立

6-4-② 収支バランスの確保

6-4-③ 中長期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

本学は大学院大学であることから、他大学のように学納金収入や国庫補助金収入を中心とした運営は難しく、財政基盤の確立のためには、寄付金収入や、受託研究を含む付随事業収入の増加が重要と位置づけ、獲得に努めている。

6-4-② 収支バランスの確保

外部資金の導入を図るため、平成 27（2015）年度から地元南魚沼市の協力を得て開始

されたふるさと納税寄付「国際大学応援コース」を活用した補助金交付は、令和 5（2023）年度から一般のふるさと納税ポータルサイトからの寄付も補助対象に拡大されたことで寄付額が増加し、補助金収入の増加につながっている。

令和 7（2025）年度は、海外での同窓会組織・修了生向けのイベントを行ったことで新たな高額寄付につながった。寄付金収入に加え、国・地方公共団体・企業からの受託研究を含む付随事業収入といった外部資金の獲得にも取り組み、収支バランスを保っている。

6-4-③ 中長期的な計画に基づく適切な財務運営

本学は、中期計画に基づき財務運営を行っている。現在は、令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度の中期計画に基づき、毎年事業計画を策定し財務運営を行っている。中期計画では、達成数値、達成年度の目標を掲げ、毎年進捗状況確認、見直しを行い、評議員会で意見を聞き、理事会に報告し、審議、承認を受けている。【資料 6-4-1】【資料 6-4-2】

現在の中期計画における財務上の主な目標である以下の 2 点については、目標通り達成済みである。

- 入学定員 190 人充足、収容定員 385 人充足（令和 5（2023）年度）
- 事業活動収支計算書の基本金組入前収支差額における黒字化（令和 4（2022）年度）
（ ）内は目標達成年度

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-4-1】学校法人国際大学経営改善計画 2022-2026【資料 F-9】と同じ

【資料 6-4-2】学校法人国際大学 2025 年度事業計画書【資料 F-7】と同じ

6-5. 会計

6-5-① 会計処理の適正な実施

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人国際大学経理規程」および「同施行細則」に則って、厳正かつ的確に実施されている。会計処理に関して疑問や問題が生じた場合には、監査法人や私学事業団経営相談センター等に適宜指導を仰ぎ、適切な処理を行っている。また、私立学校法改正に伴う学校法人会計基準の改正への対応として、新会計システムの導入を完了しており、これに加えて経理規程の改正、変更点への対応検討、監査法人との調整などを進め、改正基準に即した令和 7（2025）年度決算処理の準備を整えた。【資料 6-5-1】【資料 6-5-2】

令和 6（2024）年度も当初予算と予算執行に差異が生じたため、令和 6（2024）年度の予算執行状況を反映させた補正予算を編成し、令和 7（2025）年 3 月の理事会および評議員会にて承認を得た。【資料 6-5-3】【資料 6-5-4】

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校法及び本学寄附行為の改正（令和 7（2025）年 4 月施行）により必要となった会計監査人の選任は、令和 7（2025）年 6 月の評議員会において、監事の合意を経て適切に選任している。【資料 6-5-5】

会計監査は、基本的には私立学校法改正前と同様に監査法人（会計監査人）及び監事により実施されるが、令和 7（2025）年 4 月の改正寄附行為及び新規策定の「学校法人国際大学監事監査等職務規程」に明記された手続き・日程に基づき、決算時の計算書類の監査及び監査報告を厳正に行っていく。【資料 6-5-6】【資料 6-5-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-5-1】 学校法人国際大学経理規程

【資料 6-5-2】 学校法人国際大学経理規程施行細則

【資料 6-5-3】 第 189 回理事会議事録【資料 6-2-2】と同じ

【資料 6-5-4】 第 161 回評議員会議事録

【資料 6-5-5】 第 162 回評議員会議事録【資料 6-2-4】と同じ

【資料 6-5-6】 学校法人国際大学監事監査等職務規程【資料 6-3-3】と同じ

【資料 6-5-7】 学校法人国際大学 2025 年度 監査計画概要説明書

【基準 6 の自己評価】

経営の規律と誠実性に関しては、寄附行為、就業規則及びガバナンスコードに則り、規律を保った法人運営を行っており、環境保全、人権、安全への配慮についても啓発活動を実施する等、使命・目的を実現するため継続的に努力している。

管理運営の円滑化と相互チェックを図るため、キャンパスと法人の意思疎通を図る会を実施するなど、より一層の意思決定の円滑化に尽力している。

会計に関しては、学校法人会計基準に準拠し、経理規程等関連諸規程に基づき適正な会計処理を行っており、監査体制についても、内部監査規程に基づき厳正な監査体制を構築している。

財務基盤と収支に関しては、中期計画に基づき事業計画を策定し、それに基づき財務運営を行っている。授業料の値上げ、学生募集活動、精力的な募金活動の実施等、財政基盤安定に向けた改善活動を行い、収支バランスの確保に向けて取り組んだ結果、令和 4(2022)年度以降、経常収支差額、基本金組入前、組入後ともに収支差額の黒字化を実現している。

今後は外部負債が運用資産を上回っている現状を 1 年でも早く逆転すべく、更に改善活動に取り組む。

上記のことから、本学は基準 6 の要件を満たしていると自己評価する。

Ⅳ. エビデンス集一覧

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人国際大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	国際大学パンフレット	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	国際大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	【F-4-1】 2025 年度国際大学大学院（修士課程）学生募集要項	
	【F-4-2】 2025 Admissions Guidelines [英語]	
	【F-4-3】 2025 年度国際大学大学院国際関係学研究科博士後期課程 学生募集要項	
	【F-4-4】 2025 PhD Admissions Guidelines Graduate School of International Relations [英語]	
	【F-4-5】 2025 年度国際大学大学院 国際関係学研究科(修士課程) 外国人留学生特別選抜による募集要項	
	【F-4-6】 2025 Admission Guidelines for Special Selection for International Students Graduate School of International Relations [英語]	
	【F-4-7】 2025 年度国際大学大学院国際経営学研究科（修士課程）外国人留学生特別選抜による募集要項	
	【F-4-8】 2025 Admission Guidelines for Special Selection for International Students Graduate School of International Management [英語]	
【資料 F-5】	学生便覧	
	【F-5-1】 国際関係学研究科（修士課程）・学生便覧 (Curriculum Handbook) [英語]	
	【F-5-2】 国際経営学研究科・学生便覧 (Student Handbook) [英語]	
	【F-5-3】 国際関係学研究科（博士後期課程）・学生便覧 (Curriculum Handbook) [英語]	
【資料 F-6】	大学組織図	
	学校法人国際大学大学組織図	
【資料 F-7】	事業計画書	
	学校法人国際大学 2025 年度事業計画書	
【資料 F-8】	事業報告書	
	学校法人国際大学 2024 年度事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	学校法人国際大学 経営改善計画 2022-2026	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規程集	
	【F-10-1】 学校法人国際大学規程集目次	
	【F-10-2】 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 規程一覧	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	【F-11-1】 学校法人国際大学 役員、評議員、顧問	
	【F-11-2】 2024 年度理事会開催状況、次第	
	【F-11-3】 2024 年度評議員会開催状況、次第	

【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間及び財産目録（最新のもの））	
	【F-12-1】	令和 2 年度決算報告書、監事監査報告書、監査報告書
	【F-12-2】	令和 3 年度決算報告書、監事監査報告書、監査報告書
	【F-12-3】	令和 4 年度決算報告書、監事監査報告書、監査報告書
	【F-12-4】	令和 5 年度決算報告書、監事監査報告書、監査報告書
	【F-12-5】	令和 6 年度決算報告書、監事監査報告書、監査報告書
	【F-12-6】	学校法人国際大学財産目録
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	【F-13-1】	国際関係学研究科 Syllabus [英語]
	【F-13-2】	国際経営学研究科 Syllabus [英語]
【資料 F-14】	3つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	【F-14-1】	国際関係学研究科 修士課程 3ポリシー
	【F-14-2】	国際関係学研究科 博士課程 3ポリシー
	【F-14-3】	国際経営学研究科 修士課程 3ポリシー
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当無し	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当無し	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
【資料 1-1-1】	使命・目的掲載 URL(建学の理念) / HP 掲載内容	
【資料 1-1-2】	情報公開 HP (教育研究上の目的等)	
【資料 1-1-3】	国際大学学則第 1 条 (p.2)	【資料 F-3】 と同じ
【資料 1-1-4】	学校法人国際大学規程集目次	【資料 F-10-1】 と同じ
【資料 1-1-5】	学校法人国際大学 中期計画 (概要)	
【資料 1-1-6】	学校法人国際大学 2025 年度事業計画書	【資料 F-7】 と同じ
【資料 1-1-7】	運営委員会議事録 (2026 年 1 月) [英語]	
【資料 1-1-8】	国際大学ホームページ「国際関係学研究科 3 ポリシー」	
【資料 1-1-9】	国際大学ホームページ「国際経営学研究科 3 ポリシー」	
【資料 1-1-10】	国際大学言語教育研究センター規程	
【資料 1-1-11】	国際大学松下図書・情報センター規程	
【資料 1-1-12】	国際大学研究所規程	
【資料 1-1-13】	国際大学グローバル・コミュニケーション・センター規程	
【資料 1-1-14】	IUJ の将来構想の骨格と当面のアクション将来構想プロジェクト報告書	
【資料 1-1-15】	JICA 開発大学院連携 運営委員会議事録 (2025 年 9 月)	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 2-1-1】	国際大学学則第 1 条－第 1 条の 2 (p.2)	【資料 F-3】 と同じ
【資料 2-1-2】	国際大学 IR 及び自己点検・評価規程	
【資料 2-1-3】	国際大学外部評価委員会規程	
【資料 2-1-4】	国際大学内部質保証方針	

国際大学

【資料 2-1-5】	国際大学内部質保証体制図	
【資料 2-1-6】	国際大学内部質保証に関わる PDCA サイクル	
【資料 2-1-7】	国際大学 HP (外部認証評価及び内部質保証)	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 2-2-1】	国際大学 IR 及び自己点検・評価規程	【資料 2-1-2】と同じ
【資料 2-2-2】	2025/2026 年度第 1 回 IR 及び自己点検評価委員会議事録	
【資料 2-2-3】	運営委員会議事録 (2026 年 2 月) [英語]	
【資料 2-2-4】	国際大学 HP (外部認証評価及び内部質保証)	【資料 2-1-7】と同じ
【資料 2-2-5】	国際大学外部評価委員会規程	【資料 2-1-3】と同じ
【資料 2-2-6】	アセスメントポリシー	
2-3. 内部質保証の機能性		
【資料 2-3-1】	MLIC Director's Hour 議事録 [英語]	
【資料 2-3-2】	2025_MLIC Director's Hour_Feedback [英語]	
【資料 2-3-3】	2025 修了時サーベイ結果 [英語]	
【資料 2-3-4】	2025/2026 修了時サーベイに向けた取り組み表	
【資料 2-3-5】	国際大学の修了生採用に関するアンケート調査	
【資料 2-3-6】	国際大学自己点検評価外部評価報告書	
【資料 2-3-7】	国際大学内部質保証方針	【資料 2-1-4】と同じ
【資料 2-3-8】	国際大学内部質保証体制図	【資料 2-1-5】と同じ
【資料 2-3-9】	国際大学内部質保証に関わる PDCA サイクル	【資料 2-1-6】と同じ
【資料 2-3-10】	2025/2026 第 1 回 FD 委員会議事録 [英語]	
【資料 2-3-11】	Course Evaluation Trend Analysis [英語]	
【資料 2-3-12】	国際大学 HP (外部認証評価及び内部質保証)	【資料 2-1-7】と同じ

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
【資料 3-1-1】	2025 年度国際大学大学院 (修士課程) 学生募集要項 (p.1-2)	【資料 F-4-1】と同じ
【資料 3-1-2】	2025 Admissions Guidelines (p.2-3) [英語]	【資料 F-4-2】と同じ
【資料 3-1-3】	2025 年度国際大学大学院国際関係学研究科博士後期課程 学生募集要項 (p.1)	【資料 F-4-3】と同じ
【資料 3-1-4】	2025 PhD Admissions Guidelines Graduate School of International Relations (p.1) [英語]	【資料 F-4-4】と同じ
【資料 3-1-5】	2025 年度国際大学大学院 国際関係学研究科(修士課程) 外国人留学生特別選抜による募集要項	【資料 F-4-5】と同じ
【資料 3-1-6】	2025 年度国際大学大学院国際経営学研究科 (修士課程) 外国人留学生特別選抜による募集要項	【資料 F-4-7】と同じ
【資料 3-1-7】	国際大学大学院入学者選抜試験規程	
3-2. 学修支援		
【資料 3-2-1】	国際大学カリキュラム委員会規程	
【資料 3-2-2】	夏期英語集中プログラム 2026 (IEP)	
【資料 3-2-3】	Orientation Schedule September 2025 [英語]	
【資料 3-2-4】	科学の健全な発展のために(For the Sound Development of Science) [英語]	
【資料 3-2-5】	Warning Letter Sample [英語]	
【資料 3-2-6】	Probation Letter Sample [英語]	
【資料 3-2-7】	Supervision Guide 2025 (2 年制向け) (国際関係学研究科) [英語]	

国際大学

【資料 3-2-8】	Supervision Guide 2025 (1年制向け) (国際関係学研究科) [英語]	
【資料 3-2-9】	Advanced Seminar Guidelines 2025 (2年制) (国際経営学研究科) [英語]	
【資料 3-2-10】	Research Seminar Guidelines 2025 (1年制) (国際経営学研究科) [英語]	
【資料 3-2-11】	国際大学障害学生支援基本方針	
【資料 3-2-12】	障害を理由とする差別の解消の推進に関する国際大学の対応要領	
【資料 3-2-13】	教員オフィスアワー一覧 (国際関係学研究科) [英語]	
【資料 3-2-14】	教員オフィスアワー一覧 (国際経営学研究科) [英語]	
【資料 3-2-15】	国際大学ティーチング・アシスタント規程	
【資料 3-2-16】	TA Hiring Guideline (国際関係学研究科) [英語]	
【資料 3-2-17】	TA Hiring Guideline (国際経営学研究科) [英語]	
【資料 3-2-18】	国際大学チューターに関する規程	
3-4. 学生サービス		
【資料 3-4-1】	IUJ Original Guide Books [英語]	
【資料 3-4-2】	2026 IUJ Scholarship Guidelines : Masters Programs [英語]	
【資料 3-4-3】	2026 IUJ Scholarship Guidelines : PhD Programs [英語]	
【資料 3-4-4】	国際大学(IUJ)奨学金のご案内 修士課程 日本人向け	
【資料 3-4-5】	国際大学(IUJ)奨学金のご案内 博士後期課程 日本人向け	
3-5. 学修環境の整備		
【資料 3-5-1】	設置基準面積	
【資料 3-5-2】	Dorm Information 2024 [英語]	
【資料 3-5-3】	修了時サーベイ (Study Room の使用頻度) [英語]	【資料 2-3-3】と同じ
【資料 3-5-4】	Campus IT User Guide [英語]	
【資料 3-5-5】	バス時刻表 [英語]	
【資料 3-5-6】	職員組織緊急連絡図(墨消し)	
【資料 3-5-7】	国際大学松下図書・情報センター規程	【資料 1-1-11】と同じ
【資料 3-5-8】	国際大学松下図書・情報センター運営委員会規程	
【資料 3-5-9】	MATSUSHITA LIBRARY & INFORMATION CENTER (MLIC LIBRARY) GUIDE [英語]	
【資料 3-5-10】	図書館来館統計	
【資料 3-5-11】	建物の耐震化率を示す文書	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 4-1-1】	国際関係学研究科 (修士課程) ディプロマ・ポリシー	
【資料 4-1-2】	国際関係学研究科 (博士課程) ディプロマ・ポリシー	
【資料 4-1-3】	国際経営学研究科ディプロマ・ポリシー	
【資料 4-1-4】	国際大学学則第 30 条 (p.9)	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-5】	国際関係学研究科学修目標達成度評価ツール (ループリック) [英語]	
【資料 4-1-6】	国際経営学研究科学修目標達成度評価ツール (ループリック) [英語]	
【資料 4-1-7】	国際関係学研究科・学生便覧(Curriculum Handbook) (1年制 p.1, p10) (2年制 p.1, pp.19-20) [英語]	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 4-1-8】	国際経営学研究科・学生便覧(Student Handbook) (pp.17-18,	【資料 F-5-2】と同じ

	pp. 32-33, etc.) [英語]	
【資料 4-1-9】	学位論文／研究レポート評価基準	
【資料 4-1-10】	単位互換換算表 [英語]	
【資料 4-1-11】	設置の趣旨等を記載した書類（設置の趣旨）(pp.7-10)	
【資料 4-1-12】	博士論文ガイドライン(PhD Dissertation Guideline) (pp.14-15) [英語]	
【資料 4-1-13】	国際関係学研究科（博士後期課程）・学生便覧 (Curriculum Handbook) (pp.1-2) [英語]	【資料 F-5-3】と同じ
【資料 4-1-14】	国際関係学研究科修士論文／研究レポート審査報告書兼ループリック [英語]	
【資料 4-1-15】	国際経営学研究科修士論文審査報告書兼ループリック及び研究レポート用ループリック [英語]	
4-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 4-2-1】	国際関係学研究科修士（全学位分）カリキュラム・ポリシー	
【資料 4-2-2】	国際経営学研究科修士（全学位分）カリキュラム・ポリシー	
【資料 4-2-3】	国際関係学研究科博士（全学位分）カリキュラム・ポリシー	
【資料 4-2-4】	学位毎のカリキュラム・マップ [英語]	
【資料 4-2-5】	コースシラバス様式 [英語]	
【資料 4-2-6】	学位毎のカリキュラム・ツリー [英語]	
【資料 4-2-7】	国際関係学研究科・学生便覧 (Curriculum Handbook) (1年制 p. 4) (2年制 pp.5-13) [英語]	【資料 F-5-1】と同じ
【資料 4-2-8】	国際経営学研究科・学生便覧 (Student Handbook) (pp.35-36, p.43, p.48, p.53, p.59) [英語]	【資料 F-5-2】と同じ
【資料 4-2-9】	国際関係学研究科（博士後期課程）・学生便覧(Curriculum Handbook) [英語] (pp.1-2) [英語]	【資料 F-5-3】と同じ
【資料 4-2-10】	国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程	
【資料 4-2-11】	2025 / 2026 Faculty Development Activity Plan [英語]	
【資料 4-2-12】	国際経営学研究科のカリキュラム・マップ (AACSB 用) [英語]	
【資料 4-2-13】	国際経営学研究科・教育学修目標ごとに定めた評価基準 (AACSB 用) [英語]	
【資料 4-2-14】	国際経営学研究科の授業評価システム (Criteria and Evaluation Process for Continuous Improvements of Teaching Performance) [英語]	
4-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 4-3-1】	アセスメント・ポリシー	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 4-3-2】	国際大学内部質保証方針	【資料 2-1-4】と同じ
【資料 4-3-3】	国際大学の内部質保証に関わる PDCA サイクル	【資料 2-1-6】と同じ

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
【資料 5-1-1】	国際大学学則第 64 条－第 66 条 (p.16)、第 74 条・第 77 条 (p.17)、第 78 条－第 79 条 (p.18)	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程	
【資料 5-1-3】	国際大学運営委員会規程	
【資料 5-1-4】	国際大学大学院研究科教授会規程	
【資料 5-1-5】	国際関係学研究科博士後期課程委員会規程	
5-2. 教員の配置		
【資料 5-2-1】	専任教員一覧 (所属別)	

国際大学

【資料 5-2-2】	専任教員一覧（年齢別）	
【資料 5-2-3】	専任教員一覧（国籍別）	
【資料 5-2-4】	国際関係学研究科博士後期課程教員組織一覧	
【資料 5-2-5】	国際大学教員採用・昇任及びテニユア付与人事手続規程	
【資料 5-2-6】	国際大学大学人事委員会規程	
【資料 5-2-7】	国際大学教員資格評価基準	
【資料 5-2-8】	国際大学専任教員テニユア制度に関する規程	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
【資料 5-3-1】	国際大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程	【資料 4-2-10】と同じ
【資料 5-3-2】	2025/2026 Faculty Development Activity Plan [英語]	【資料 4-2-11】と同じ
【資料 5-3-3】	FACULTY DEVELOPMENT REPORT AY 2024/2025 pp.9-13 [英語]	
【資料 5-3-4】	The 3rd 2025/2026 Faculty Development Subcommittee (FDSC) Meeting Minutes [英語]	
【資料 5-3-5】	国際大学スタッフ・デベロップメント方針	
【資料 5-3-6】	2025 年度スタッフ・デベロップメント計画	
5-4. 研究支援		
【資料 5-4-1】	Office 配置図	
【資料 5-4-2】	国際大学個人研究室利用及び管理運営要領	
【資料 5-4-3】	国際大学における研究費の適正管理に関する規程	
【資料 5-4-4】	国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程	
【資料 5-4-5】	人を対象とする研究倫理規程	
【資料 5-4-6】	国際大学研究活動不正防止推進体制・防止計画	
【資料 5-4-7】	国際大学個人研究費取扱要領	
【資料 5-4-8】	国際大学個人研究費交付基準	
【資料 5-4-9】	国際大学学内助成金取扱要領(研究プロジェクト/学会出席)	
【資料 5-4-10】	Grant Workshop 2025 [英語]	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 6-1-1】	学校法人国際大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 6-1-2】	学校法人国際大学就業規則	
【資料 6-1-3】	学校法人国際大学規程集目次	【資料 F-10-1】と同じ
【資料 6-1-4】	国際大学研究者行動規範	
【資料 6-1-5】	国際大学研究コンプライアンス関連ウェブページ	
【資料 6-1-6】	学校法人国際大学コンプライアンス規程	
【資料 6-1-7】	学校法人国際大学個人情報の保護に関する規程	
【資料 6-1-8】	国際大学における研究費の適正管理に関する規程	【資料 5-4-3】と同じ
【資料 6-1-9】	国際大学における研究活動に係る不正防止及び対応に関する規程	【資料 5-4-4】と同じ
【資料 6-1-10】	学校法人国際大学ガバナンスコード	
【資料 6-1-11】	国際大学情報公開ウェブページ	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 6-1-12】	国際大学情報公開規程	
【資料 6-1-13】	学校法人国際大学倫理委員会規程	
【資料 6-1-14】	Realizing Invisible Diversity and Accepting Diverse Communication Styles –Lumina Spark Workshop [英語]	

国際大学

6-2. 理事会の機能		
【資料 6-2-1】	学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程	
【資料 6-2-2】	第 189 回理事会議事録	
【資料 6-2-3】	第 190 回理事会議事録	
【資料 6-2-4】	第 162 回評議員会議事録	
【資料 6-2-5】	2026 年度役員賠償責任保険	
【資料 6-2-6】	責任限定契約書	
【資料 6-2-7】	学校法人国際大学ガバナンス・コード	【資料 6-1-10】と同じ
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
【資料 6-3-1】	学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程	【資料 6-2-1】と同じ
【資料 6-3-2】	第 162 回評議員会議事録	【資料 6-2-4】と同じ
【資料 6-3-3】	学校法人国際大学監事監査等職務規程	
【資料 6-3-4】	2025 年度 学校法人国際大学 監事監査計画	
6-4. 財務基盤と収支		
【資料 6-4-1】	学校法人国際大学 経営改善計画 2022-2026	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-4-2】	学校法人国際大学 2025 年度事業計画書	【資料 F-7】と同じ
6-5. 会計		
【資料 6-5-1】	学校法人国際大学経理規程	
【資料 6-5-2】	学校法人国際大学経理規程施行細則	
【資料 6-5-3】	第 189 回理事会議事録	【資料 6-2-2】と同じ
【資料 6-5-4】	第 161 回評議員会議事録	
【資料 6-5-5】	第 162 回評議員会議事録	【資料 6-2-4】と同じ
【資料 6-5-6】	学校法人国際大学監事監査等職務規程	【資料 6-3-3】と同じ
【資料 6-5-7】	学校法人国際大学 2025 年度 監査計画概要説明書	